

第三次長野県環境基本計画

(平成 25 年度～平成 29 年度)

参加と連携で築く 豊かな環境・持続可能な信州



参加と連携で築く豊かな環境・持続可能な信州

第三次長野県環境基本計画

長野県

しあわせ
信州



はじめに

今日の環境問題は、廃棄物による環境負荷や水・大気環境の保全等の身近なところから、地球温暖化の進行や生態系の変化など地球規模にまで広がりをみせています。

私たちが暮らす長野県は、雄大な山岳、豊かな森林や清らかな水など、四季の変化に富んだ全国でも有数の美しい自然に囲まれています。この美しい自然や豊かな生態系は、県民共有の貴重な財産であり、この環境を将来の世代に引き継いでいくことは、現在を生きる私たちに課された責務であります。

県では、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、長野県環境基本条例の規定に基づき、平成9年に長野県環境基本計画を策定し、改訂を行いながら、時節の環境問題に対応してまいりました。

このたび策定しました第三次長野県環境基本計画では、従前からの施策に加え、全国的なエネルギー需給問題や水資源の保全に対する懸念、放射能への対応など、新たに生じております課題への対応についても盛り込んだところです。

本計画の基本テーマ「参加と連携で築く 豊かな環境・持続可能な信州」を目指して、行政はもとより、県民・事業者・関係団体など、あらゆる主体の皆様の参加と連携によって、信州の美しい自然を守り、持続可能な社会の構築に向けた取組を推進してまいります。

皆様には、本計画の内容をご理解の上、多くの方々と連携を図り、環境保全のための活動へ積極的に参加していただきますよう、お願い申し上げます。

平成25年2月

長野県知事 阿部 守一

目 次

第1章 計画の基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の期間
- 3 対象とする施策の範囲

第2章 現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

- 1 参加と連携に関する状況
- 2 地球温暖化に関する状況
- 3 省エネルギー・自然エネルギーに関する状況
- 4 廃棄物の削減、適正処理に関する状況
- 5 水環境・大気環境・化学物質対策等に関する状況
- 6 放射線等に関する状況
- 7 自然環境・生物多様性に関する状況

第3章 長野県の将来像・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

- 1 参加と連携による環境保全
- 2 地球温暖化対策・環境エネルギー政策の推進
- 3 循環型社会の形成
- 4 水・大気環境の保全
- 5 自然環境の保全

第4章 計画期間中の目標と実施施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

■基本テーマ

■実施施策

- 1 参加と連携による環境保全
- 2 地球温暖化対策・環境エネルギー政策の推進
- 3 循環型社会の形成
- 4 水・大気環境の保全
- 5 自然環境の保全

第5章 地域別の特性と実施施策 44

- 1 佐久地域
- 2 上小地域
- 3 諏訪地域
- 4 上伊那地域
- 5 飯伊地域
- 6 木曾地域
- 7 松本地域
- 8 大北地域
- 9 長野地域
- 10 北信地域

第6章 計画の推進体制等 66

- 1 計画の推進体制
- 2 進捗管理と評価
- 3 計画の見直し

参考資料 67

- 1 計画の概要
- 2 計画の策定経過等
- 3 審議会委員・専門委員
- 4 関係する条例・計画
- 5 長野県環境基本条例
- 6 達成目標一覧
- 7 用語解説
- 8 関連する図表等

コラム

- ・レジ袋削減による効果 29
- ・微小粒子状物質（PM2.5）について 35

第1章 計画の基本的考え方

第1章では、計画の策定に当たって、計画策定の趣旨、計画の期間、対象とする施策の範囲など、計画の基本的な考え方を示します。

1 計画策定の趣旨

- 「長野県環境基本条例」（平成8年長野県条例第13条）第8条の規定に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めるものです。
- 平成20年度（平成21年2月）に策定した「第二次長野県環境基本計画」では、『豊かな循環が育む水と緑のふるさと・信州』を基本目標とし、平成24年度までの5年間を対象に、各施策に取り組んできました。
- この間、水資源の保全に対する懸念や全国的なエネルギー需給問題など、新たな課題も生じており、引き続き、長野県の環境保全を推進するとともに、それらを含めた課題に対して計画的に適切な対応をとっていくため、平成25年度を初年度とする「第三次長野県環境基本計画」を策定します。
- 本計画では、長期的な長野県の環境の将来像を示し、その実現のために必要な今後5年間の施策とその中でも特に重点的に実施する施策を位置付け、県・市町村、県民、事業者、関係団体など、あらゆる主体の参加と連携により、本県の優れた環境を保全していくことを目指します。
- 本計画は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（平成15年7月25日法律第130号）第8条に規定する長野県の行動計画を包含します。

2 計画の期間

- 平成25年度を初年度とし、平成29年度を目標年度とする5か年計画とします。

3 対象とする施策の範囲

- 環境保全活動、環境教育並びに協働取組の推進に関すること。
- 地球温暖化対策・環境エネルギー政策*に関すること。
- 廃棄物の発生抑制や適正処理、資源の循環利用などに関すること。
- 水資源・水環境の保全や大気汚染の防止など、生活環境の保全に関すること。
- 自然環境と生物多様性*の保全及び持続可能な利用に関すること。

(注)「*」がついた用語は、参考資料に用語解説を記載しています

第2章 現状と課題

第2章では、計画策定の背景となる長野県の環境をめぐる現状と課題について、主な項目ごとに、国内外の動向も含めて示します。

1 参加と連携に関する状況

- 今日の環境問題は、身近な生活環境から地球規模の問題まで多岐にわたるため、県・市町村、県民、事業者、関係団体など、あらゆる主体の参加と連携により、環境保全活動を幅広く推進する必要があります。
- 平成20年3月の学習指導要領の改訂により、社会科や理科などにおける環境教育の充実が図られ、総合的な学習の時間や各教科等における環境学習において、環境保全に関わる活動を実施した県内の小・中・高等学校は9割を超えています。
平成23年に改正された「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」では、学校施設の整備、教員研修の充実、資料の提供や教材の開発等の国による学校教育における取組が明文化され、体験の機会の場の都道府県認定、協働取組推進のための協定制度などが新たに盛り込まれました。法律に基づく取組を推進するため、広く情報発信する必要があります。
- 長野県環境影響評価指導要綱（昭和58年度～平成11年度）及び長野県環境影響評価条例（平成11年度～）の施行により、環境影響評価法では捉えきれていない地域の環境特性にも配慮した影響評価が行われてきました（図表2-1-1）。生物多様性の保全や地球温暖化対策など、環境の課題が一層多様化・複雑化している中で、今日の環境影響評価制度*の果たすべき役割も変化してきています。

図表2-1-1 環境影響評価実施状況（昭和58年度～平成23年度）（単位：件）

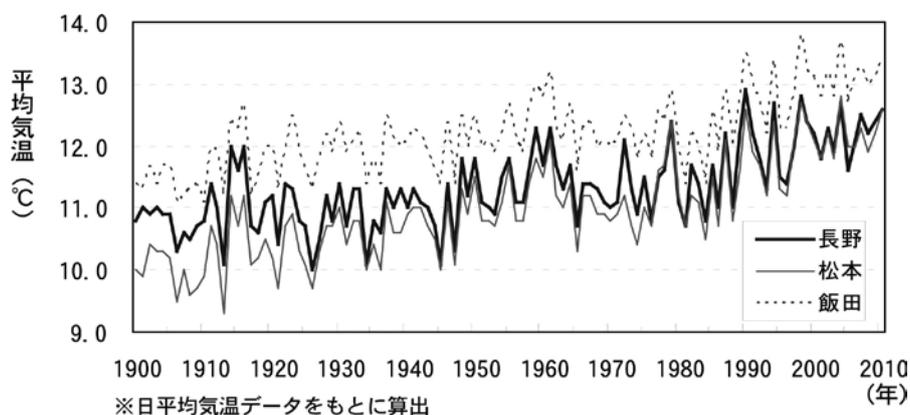
事業	状況	環境影響評価手続実施状況				事業進捗状況				
		県要綱調査実施通知書	方法書	準備書	評価書	計	未着手	工事中	完了	廃止
要綱又は条例に基づく事業	道路				3	3	1	2		
	飛行場				1	1			1	
	風力発電所		1			1				1
	ごみ処理施設		3		2	5	4		1	
	し尿処理施設				1	1			1	
	廃棄物最終処分場	1			2	3	1			2
	ゴルフ場	16		3	23	42	6		19	17
	スキー場				2	2	1		1	1
	別荘団地	2			2	4		1		2
	計	19	4	3	36	62	13	3	23	23
法事業	道路				2	2		2		
	ダム				1	1				1
	新幹線鉄道		1			1	1			
計		1		3	4	1	2		1	
合計		19	5	3	39	66	14	5	23	24

資料：長野県環境政策課

2 地球温暖化に関する状況

- 「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第四次評価報告書」によると、世界の平均気温は、1906年（明治39年）から2005年（平成17年）の100年間に0.74℃上昇し、20世紀を通じて平均海面推移は17cm上昇しました。特に、最近50年間の気温上昇の速度は、過去100年間のほぼ2倍に増加しており、20世紀半ば以降に観測された世界平均気温の上昇のほとんどは人為起源の可能性が高いとしています。
- 県内においても、年平均気温や冬日日数、最大積雪深などの経年変化を見ると、昇温傾向が確認されます（図表2-2-1）。

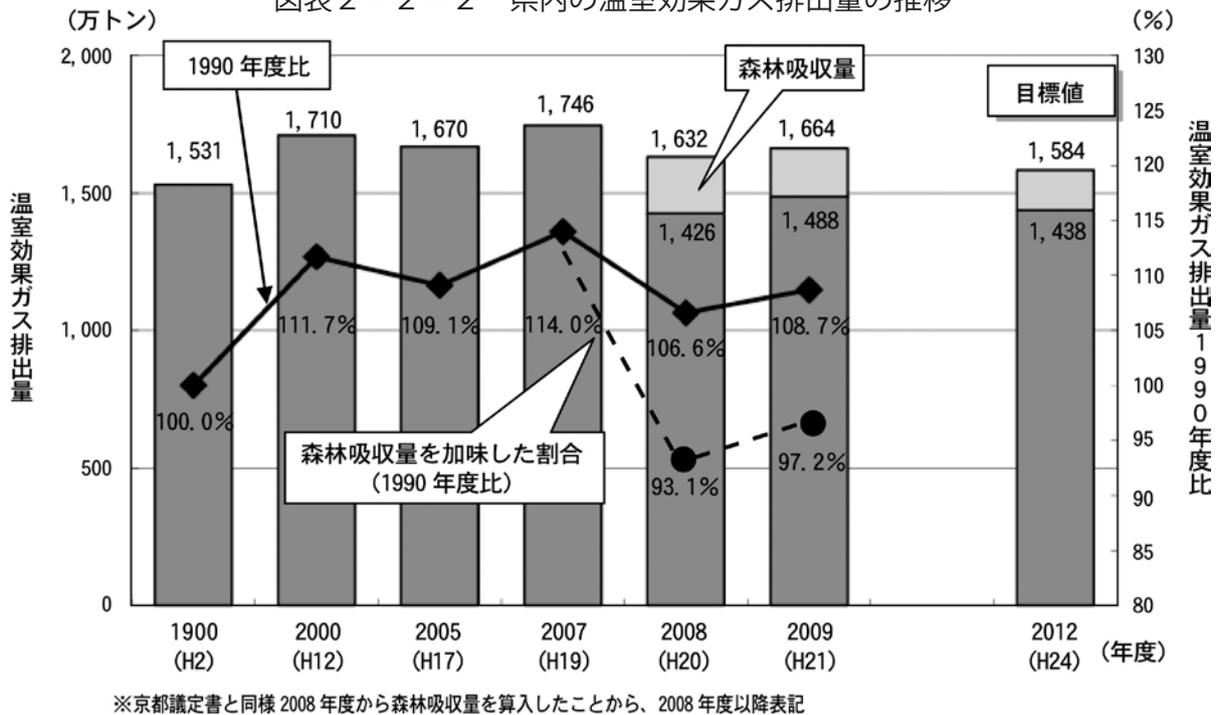
図表2-2-1 県内の平均気温の推移



資料：長野地方気象台観測データ

- 我が国は、京都議定書の下、2008年度（平成20年度）から2012年度（平成24年度）までの温室効果ガス*の平均排出量を1990年度（平成2年度）と比べて6%削減する義務を負っています。
また、長野県では、「長野県地球温暖化防止県民計画（改訂版）」において、2012年度（平成24年度）までに温室効果ガスの排出量を1990年度（平成2年度）比で6%削減することを目標としています。
- 県内の2009年度（平成21年度）の温室効果ガス総排出量は1,664万t-CO₂で、森林吸収量を加味すると、1990年度（平成2年度）比2.8%減となっています。しかしながら、部門ごとには、家庭部門が1990年度比29.1%増、業務部門が53.0%増と大幅に増加しており、実効性の高い排出量抑制の取組が課題となっています（図表2-2-2）。

図表 2-2-2 県内の温室効果ガス排出量の推移



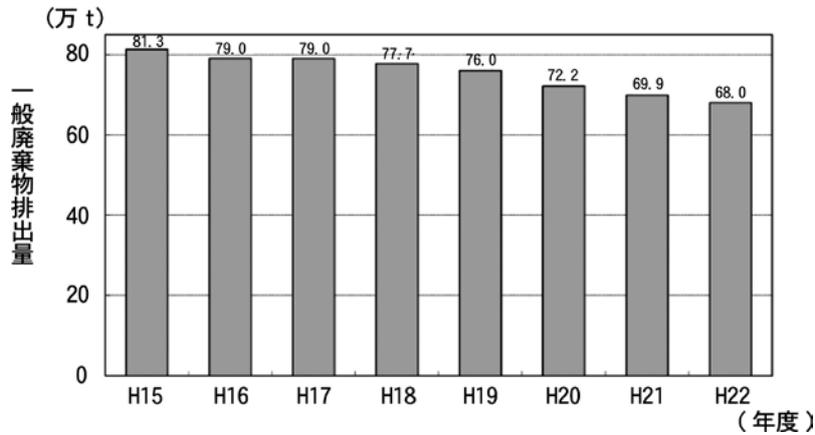
3 省エネルギー・自然エネルギーに関する状況

- 我が国の経済構造は、経済成長と温室効果ガス排出量・一次エネルギー*消費量が連動する傾向があり、また、本県は冬季の暖房などのエネルギー需要が高く、エネルギー価格が経済及び家計に対して一定の影響を与える構造となっています。
- 平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災や東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故を契機として生じた電力供給不足により、全国で電力需給が逼迫し、省エネルギーの推進が急務となっています。また、中部電力(株)浜岡原子力発電所が平成 23 年 5 月に全面停止となり、県内においても電力需要の抑制が求められています。
- 東日本大震災や家電エコポイント制度*などを契機として、消費者側では、省エネ製品や省エネ住宅、低燃費型自動車への需要が高まっています。生産者側では、環境に配慮した生産技術、リサイクル関連技術の開発、製造工程の改善などが進められています。また、自然エネルギー*や省エネルギー分野での新たなビジネスモデルの創出による地域産業の活性化が求められています。
- 自然エネルギーへの期待は、原子力発電に代わる電力供給源としての視点も加わり、かつてないほど高まっています。本県は、日照時間が長く、豊かな水資源、森林資源に恵まれ、太陽光、小水力、バイオマス*など豊富な自然エネルギー源を有しています。平成 24 年 7 月には再生可能エネルギーの固定価格買取制度*が開始され、自然エネルギーを活用したビジネスへの参入に対する取組が広がっています。

4 廃棄物の削減、適正処理に関する状況

- 我が国においては、大量生産・大量消費・大量廃棄を基調としたこれまでの社会経済システムやライフスタイルは見直されてきていますが、発生抑制や再使用の取組について必ずしも十分とはいえず、改善の余地があります。
- 県内の平成 22 年度の一般廃棄物*の総排出量は 67 万 9,861t で年々減少しており、リサイクル率も 25.8%と高い水準を維持しています。また、1 人 1 日当たりの排出量は 862g で、全国で 4 番目に少ない状況であり、削減が着実に進んでいます（図表 2-4-1）。

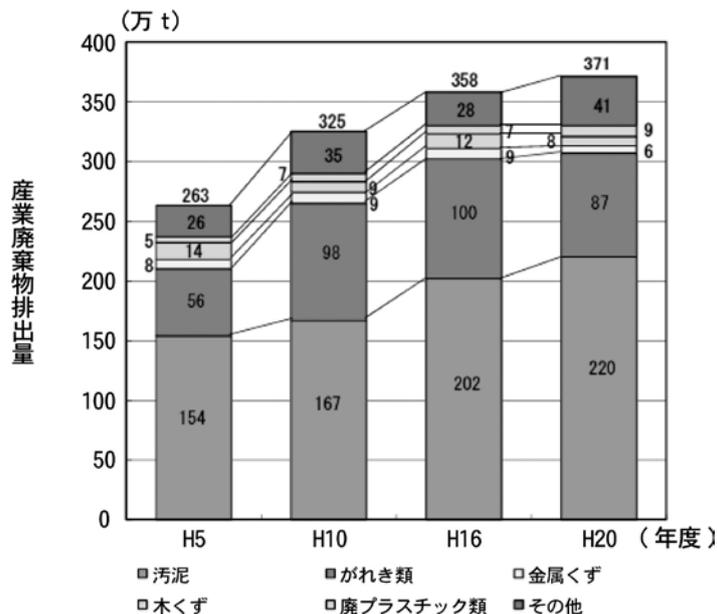
図表 2-4-1 県内の一般廃棄物排出量の推移



資料：長野県廃棄物対策課

- 平成 20 年度の産業廃棄物*の排出量は、371 万 t で年々増加傾向にあります。内訳を見ると、下水道等の整備に伴う有機性汚泥*などの増加が主な要因となっています（図表 2-4-2）。

図表 2-4-2 県内の産業廃棄物排出量の推移



資料：長野県廃棄物対策課

○ 平成 22 年度の一般廃棄物の最終処分量は約 6 万 6 千 t、平成 20 年度の産業廃棄物の最終処分量は約 8 万 5 千 t で年々減少傾向にあります。また、平成 20 年度時点における最終処分場の残余年数は、一般廃棄物で 14.6 年、産業廃棄物で 12.1 年と、当面の処理容量は確保されています。

○ 県内の廃棄物の不法投棄の発見件数は、県及び市町村の不法投棄監視体制の強化や県民による通報件数などの増加により、全体的には増加傾向にありますが、廃棄物量が 10t 以上の大規模な不法投棄の発見は、年間 2 件以内で推移しています。

不法投棄は、98%が一般廃棄物であり、そのうち家庭ごみが全体の 80%以上を占め、廃家電も増加しています。産業廃棄物は、家屋解体時の廃材などの建設系ごみが約半分を占めています。

○ 廃棄物の排出事業者や処理業者等による不適切な処理が相変わらず跡を絶たず、また、長期にわたり廃棄物が放置されるなど、生活環境の保全に影響を及ぼしかねない状況にあります。

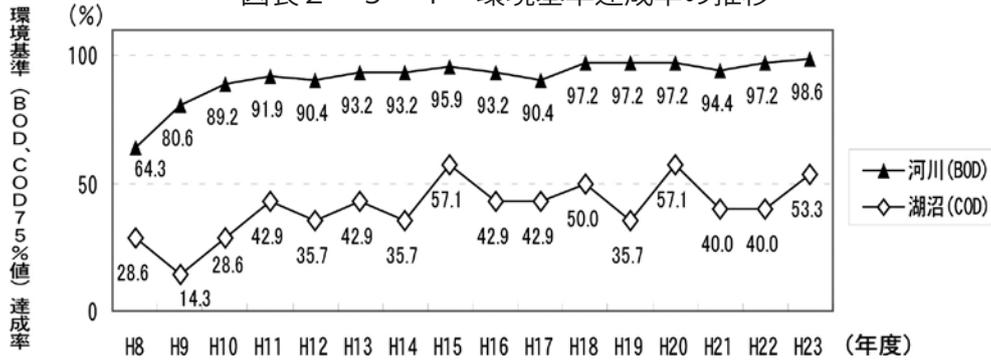
一般家庭等から排出される不用家電品などを無料で回収する業者が現れ、その営業に対する苦情や問い合わせ等が市町村や県へ寄せられる事例が見られます。

5 水環境・大気環境・化学物質対策等に関する状況

○ 水資源やこれを涵養*する水源林は、将来の世代にわたる県民共有の貴重な財産ですが、近年、森林などの水源涵養機能の低下や、目的不明な森林買収等による水源への影響が懸念されています。また、ユネスコ(国際連合教育科学文化機関・UNESCO)が発表した「World Water Resources at the Beginning of the 21st Century,2003」によると、今後は、世界人口の増加(平成 37 年(2025 年)時点で約 83 億人と予測)、それに伴う生産活動の発展、生活様式の変化などにより水の需要は確実に増加し、平成 37 年には約 1.4 倍にもなると予測されており、世界規模で水不足が深刻な問題となるおそれがあります。

○ 河川・湖沼などの水環境は、下水道の普及や家庭・工場からの排水の適正処理により、長期的に見れば改善が進んでいます。BOD* (生物化学的酸素要求量)の環境基準を達成した河川は、71 地点のうち 70 地点で、達成率が 98.6%と良好な状況にありますが、その一方でCOD* (化学的酸素要求量)の環境基準を達成した湖沼は、15 湖沼のうち 8 湖沼で、達成率は 53.3%となっています(図表 2-5-1)。

図表2-5-1 環境基準達成率の推移



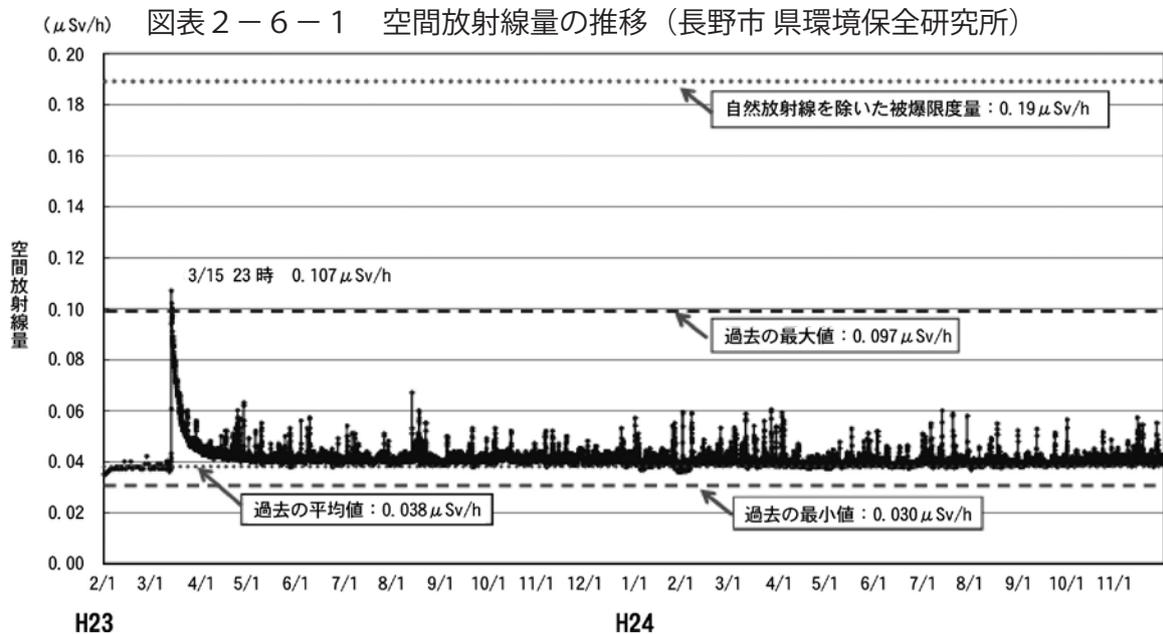
資料：長野県水大気環境課

- 汚水処理人口普及率は、年々増加しており、平成23年度末では95.9%となり、全国7位と高い水準にあります。
- 大気環境については、概ね良好な状況が続いています。本県では23測定局（長野市設置局を含む。）で常時監視を行っていますが、平成23年度は、光化学オキシダント*を除く物質は全測定局で環境基準*を達成しています。光化学オキシダントは、道路周辺の測定を目的とした7測定局を除く16測定局で常時監視を行っており、その全てで環境基準は未達成となっていますが、光化学オキシダント注意報を発令するまでには至っていません。
- 騒音に係る環境基準の類型は19市6町2村で指定*しており、規制地域としては、騒音については19市5町2村、振動については17市3町、悪臭については19市3町で指定しています。
平成23年度の道路交通騒音の環境基準達成率は91.6%で改善傾向にありますが、新幹線鉄道騒音の環境基準達成率は69.2%となっており、近年は同レベルで推移しています。
- 有害化学物質については、良好な状況が続いています。平成23年度の環境中のダイオキシン類*濃度は、全18観測地点で環境基準を達成しています。また、ベンゼン・トリクロロエチレンなど有害大気汚染物質のモニタリング調査を、人が住む環境である一般環境・発生源周辺等7地点で実施しましたが、いずれも環境基準又は健康リスク低減を図るための数値を達成しています。

6 放射線等に関する状況

- 平成23年3月に発生した東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故により、大量の放射性物質*が環境中に放出されました。その一部は県内にも到達したことから、空間放射線量*が上昇し、同年3月15日には、長野市の県環境保全研究所において $0.107 \mu\text{Sv/h}$ を記録しました(図表2-6-1)。その後、空間放射線量は事故前のレベルに戻りましたが、県東部の山中に自生していた野生キノコと同地域で捕獲された野生獣肉から、国の基準値*を上回る放射性物質が検出され、採取や摂取の自粛を呼び掛けています。

農産物や加工食品に対して不安を感じる県民もおり、放射性物質は、大人と比べて子どもへの影響が大きいことから、特に給食に対する安全性の確保を求める声が上がっています。



資料：長野県環境政策課

7 自然環境・生物多様性に関する状況

- 我が国は、平成5年に「生物多様性条約」を批准し、同年条約が発効されました。条約の規定に基づき、平成7年に「生物多様性国家戦略」が策定され、その後、平成20年に「生物多様性基本法」が制定・施行されたことを踏まえ、平成22年に改訂された「生物多様性国家戦略2010」により、その取組が進められています。

平成22年に名古屋市で開催された「生物多様性条約第10回締約国会議」(COP10)では、今後10年間における生物多様性確保の世界目標「愛知ターゲット」と、遺伝資源の利用から生ずる利益の配分に関する国際ルール「名古屋議定書」が採択されました。

平成23年に発生した東日本大震災は、地震と津波、また、原子力発電所事故による放射性物質の放出により、人々の生活や、それを支える自然環境に対して甚大な被害を与えました。この経験を今後の「自然と共生する世界」の実現に向けた一つの契機としていかなければなりません。

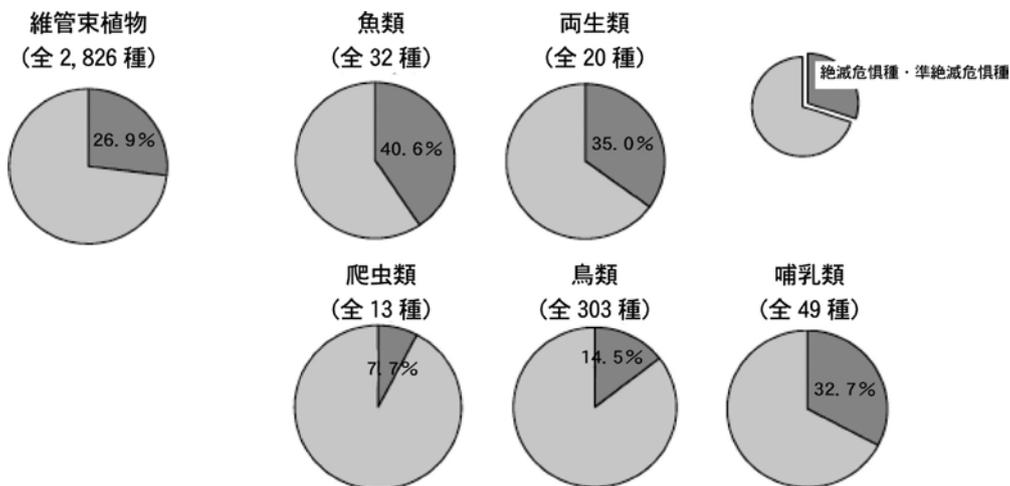
「愛知ターゲット」の採択、東日本大震災の経験を背景に、「生物多様性国家戦略2012-2020」が平成24年に策定されたところです。

- 我が国は、世界の中でも生物多様性のホットスポットと評価され、特に本県は、日本の中でも生物多様性の豊かな場所と考えられています。

日本の屋根と称される高山帯を有し、約3,000mの標高差のある複雑な地形、また、日本列島形成に関わる新旧様々な地質、日本海・内陸・太平洋の影響を受ける気候によって、豊かな生物多様性が培われてきました。

しかしながら、開発、過剰な捕獲・採取、里山の利用衰退、ニホンジカの分布拡大、外来生物*の移入・分布拡大、地球温暖化の影響などにより、絶滅のおそれがある種数は、維管束植物759種(全2,826種中、およそ4種に1種)、脊椎動物で81種(全417種中、およそ5種に1種)に上るなど、多くの動植物の生息・生育が脅かされています(図表2-7-1)。

図表2-7-1 絶滅危惧種・準絶滅危惧種の割合



資料：「生物多様性ながの県戦略」(長野県)

- 優れた自然風景地の保護と適正な利用のため、国立公園4地域、国定公園3地域、県立自然公園6地域が指定されており、県土面積の20.6%を占めています。また、環境に対する意識の高まりに伴い、自然とのふれあいに対するニーズが高まる一方で、自然公園*内のトイレ、道標などの老朽化が進んでいます。
- 年間約60万人の登山者が訪れる中、管理者が不明確な登山道の安全性を確保するため、登山道の適切な維持管理が求められています。また、トイレのある山小屋160箇所のうち、自然浸透処理のままの山小屋は平成23年度末で43箇所あります。登山道及び山小屋トイレについて、地域ごとの計画的な整備や低コスト技術の導入、受益者負担による適正な維持管理が求められています。
- 県土面積の約78%を森林が占めていますが、木材価格の低迷の長期化、林業経営費の増^{すう}高等による森林所有者の意欲の低下などが見られる中、適切な森林整備が行われず、放置された森林が増加する傾向にあります。そのような森林は、水源の^{かん}涵養、災害の防止、自然とのふれあいの場、二酸化炭素の吸収・貯蔵など、森林の持つ公益的機能*が十分に発揮されないため、適正に森林整備を行い、健全な森林を育成することで、公益的機能を持続的に発揮させつつ、豊かな森林資源を活用した林業の振興を図る必要があります。
- 農山村地域は、水源の^{かん}涵養、美しい自然や景観の維持など、里地・里山*としての多面的機能を有していますが、農林業の担い手不足等による耕作放棄地の増加や野生鳥獣による被害等により、環境保全機能の低下が懸念されています。特に、かつては県土の16%を占めていたと推定されている草原については、管理放棄による自然遷移*などで現在3%にまで減少しており、草原性動植物の減少や絶滅が危惧されています。
- 化学肥料や化学合成農薬の使用量を低減した、環境にやさしい農業が推進される一方で、住宅地と農用地の混在化が進み、住居や公共施設の近隣で農薬を使用する機会が増えています。人畜への被害防止や生活環境の保全を図るため、農薬の使用に当たっては、使用基準を遵守するとともに飛散防止や散布前の事前周知など、周辺環境への配慮が求められています。

第3章 長野県の将来像

第3章では、第2章の現状と課題を踏まえ、本県環境の将来像として、将来（概ね20年後）の望ましい姿を示します。

1 参加と連携による環境保全

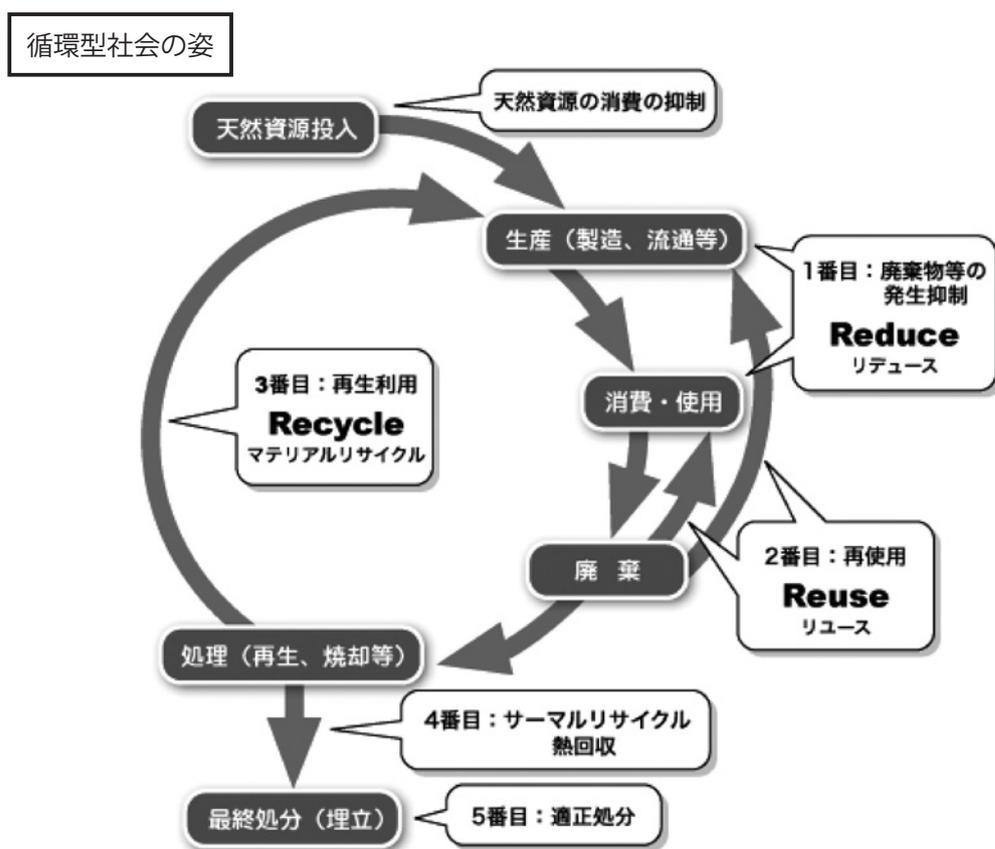
- 県・市町村、県民、事業者、関係団体など、多様な主体によるパートナーシップが構築され、参加と連携による環境保全活動が推進されています。
- あらゆる世代に対する環境学習や体験の機会の場が創出され、学校や地域での環境教育が進んでおり、地域の環境を自分たちで守る意識が定着し、環境保全の具体的な行動に結びついています。
- 環境に大きな影響を及ぼすおそれのある大規模な開発事業等が計画される際には、法律などの規定による手続はもとより、事業者が市町村や地域住民と共に、環境への影響をあらゆる角度から検証して、環境に配慮した事業を推進しています。
- 地域住民の主体的な取組により、街中においても緑があふれ、歴史・文化に彩られた景観が形成されています。

2 地球温暖化対策・環境エネルギー政策の推進

- 地球温暖化による影響が県民に広く共有され、家庭や事業者など社会全体で省エネルギーが推進されており、高断熱で環境性能が高い建築物の整備が進み、自転車レーンの設置や公共交通の利用が促進される等、低炭素なまちづくりが進んでいます。また、スマートコミュニティ*の広がりなどによりエネルギー利用の効率化が図られています。
- 地域で使用するエネルギーは、輸入依存の化石燃料から地域資源で生み出される再生可能なものへの転換が進んでいます。また、環境・エネルギー分野での市場が拡大し、本県の技術を駆使した省エネ製品の開発・普及や製品の長寿命化、自然エネルギーによる新たなビジネスモデルが確立しており、地域経済の活性化や地域の自立につながっています。
- 計画的な間伐や県産材の利用が推進され、森林整備や木材利用による二酸化炭素の吸収・固定化が進んでおり、「森林を活かす、森林に活かされる社会」が形成されています。

3 循環型社会の形成

- 日々の生活や生産活動の中で、「もったいない」の気持ちを県民一人ひとりが持ち、発生抑制を最優先に、資源の循環利用や再資源化が社会全体に浸透しており、廃棄物の廃棄に伴う環境への負担をできるだけ低減して、持続可能な循環型社会を形成しています。
- 排出事業者や処理業者に対する監視指導により、廃棄物の適正処理が推進され、安心・安全な生活環境が確保されています。また、市町村と連携した監視や防止活動により、不法投棄が少なくなっています。



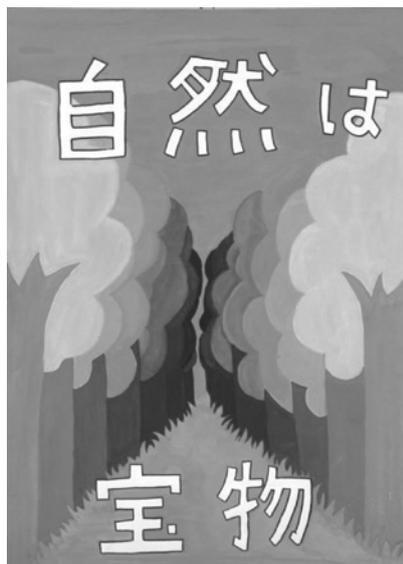
資料：「第2次循環型社会形成推進基本計画」（環境省）

4 水・大気環境の保全

- 重要度の高い水資源及び水源林については、県や市町村などの公的管理の下に、持続的な保全が図られており、生命の根源である水資源が確保されています。
- 住民や事業者との協働により、河川・湖沼・地下水などの水質が高い水準で保全されています。
- 水環境・大気環境・有害化学物質等、生活基盤を脅かすリスクに対しての常時監視を県内各地で行うことにより、有事の際には注意報の発令や汚染源対策など迅速な対応をとることができています。

5 自然環境の保全

- 多様な主体の取組によって本県の美しく優れた自然環境が保全されており、世界的に見ても重要である希少な動植物を含む生物多様性の保全と利用が持続可能な形でなされています。
- 安全な環境の下で、自然とふれあうことができる機会や施設が県内各地で確保されており、県内外から多くの人々が訪れ、自然散策から登山まで様々な体験をすることができます。
- 新たな担い手の確保・育成が進み、多様な年齢層によって、地域や森林の状況に応じた効率的かつ効果的な森林づくりが推進され、森林の公益的機能が十分に発揮されています。また、ニホンジカなどの集中的な捕獲により、その被害が大幅に減少し、植生が保護されています。
- 農村に賦存する多様な資源を活用した環境負荷の少ない農業生産が行われ、農地などを守る共同活動により、美しい農村景観が形成されています。



長野県・信州豊かな環境づくり県民会議
H24年度環境保全に関するポスターコンクール入賞作品

第4章 計画期間中の目標と実施施策

第4章では、第3章の「長野県の将来像」を実現するために、今後5年間において、県・市町村、県民、事業者、関係団体など、あらゆる主体の参加と連携により実施する施策を示します。また、その中でも特に重点的に実施する施策（重点施策）を示します。

■基本テーマ

参加と連携で築く 豊かな環境・持続可能な信州

本県の美しく豊かな環境を、自然と人間との関わりの中で維持・保全し、その恵みを将来の世代に継承していく必要があります。

そのため、県・市町村、県民、事業者、関係団体など、あらゆる主体の参加と連携により、幅広い環境保全施策を進め、自然エネルギーの活用・循環型社会の構築・生物多様性の保全と利用など、持続可能な信州を目指します。

■実施施策

大項目	中項目	小項目	施策項目	
参加と連携で築く豊かな環境・持続可能な信州	参加と連携による環境保全	参加と連携による環境保全	環境保全活動の推進	
			環境教育の推進	
			環境影響評価による環境保全の推進	
			県環境保全研究所における調査研究等	
			景観形成、緑化の推進	
	地球温暖化対策・環境エネルギー政策の推進 (持続可能で低炭素な環境エネルギー地域社会の構築)	エネルギー需要の県民の手によるマネジメント	エネルギー消費量の削減	◎
			エネルギーの特性に応じた適切な使用	
		再生可能エネルギーの利用と供給の拡大	再生可能なエネルギーによる発電設備の拡大	◎
			再生可能な熱・燃料の拡大	◎
		総合的な地球温暖化対策の推進	地球温暖化の抑制	
		地球温暖化への適応		
	循環型社会の形成 (「もったいない」を大切に、信州が誇るライフスタイルを)	廃棄物の発生抑制・再資源化の推進	廃棄物の発生抑制の推進	◎
			資源の循環利用の推進	
		廃棄物の適正処理の推進	排出抑制・再資源化の総合的な取組	
			廃棄物の適正処理の推進	
		不適正処理・不法投棄防止等の監視指導		
	水・大気環境の保全	水資源の保全と適正な利活用	水資源の保全	◎
			水源林の保全	
		安心安全な水の保全	水質の保全	
			生活排水対策	
		快適な水環境の保全	水辺地、水辺空間の保全	
			水環境とのふれあいの推進	
		大気環境等の保全	大気環境の保全	
			アスベスト対策	
			騒音・振動・悪臭の防止	
		化学物質対策	ダイオキシン類対策	
	化学物質対策			
放射能対策	空間放射線量の把握			
	東京電力(株)福島第一原子力発電所事故に係る対応			
自然環境の保全 (未来へつなごう生命(いのち)のにぎわい)	多様な自然環境の保全	生物多様性の保全と持続可能な利用の推進	◎	
		連携と協働による保全対策の推進		
		自然公園施設等の整備・管理		
	自然との豊かなふれあいの確保	自然とふれあう機会の充実		
		観光利用との調和		
		自然公園の適切な管理		
	森林や農山村の多面的機能の発揮	森林整備による生活環境や良質な自然環境の保全		
農山村の多面的機能の維持と環境保全				
	野生鳥獣の保護管理			

※「◎」は重点施策です

中項目の各項目における()内には、個別計画の基本目標等を記載しています

1 参加と連携による環境保全

【目標】

県・市町村、県民、事業者、関係団体など、あらゆる主体の参加と連携による環境保全活動を展開するため、様々な機会を通じて普及啓発を行うとともに、自主的な環境保全活動を支援します。

また、地域の環境は、行政だけではなく、地域の住民が自分たちの手で保全していくことが重要であることから、主体的な行動をとることができる人材を育成するため、学校教育における環境学習を推進するとともに、学校以外での環境学習・体験の機会を設け、地域と学校が連携した環境教育を推進します。

さらに、住民の主体的な参加による景観形成や、事業者による適正な環境影響評価を推進します。

本県の環境施策全般を推進するため、本項目施策の実施を通じ、参加と連携による環境保全を推進します。

(1) 参加と連携による環境保全

ア 環境保全活動の推進 [推進主体：県、市町村、県民、事業者、関係団体]

- 各種イベント等を通じた環境保全活動の啓発・普及
 - ・ 6月の環境月間、「信州環境フェア」、市町村が実施する各地域の環境イベントなどの実施や周知を図るとともに、あらゆる機会を通じて、環境保全活動の普及・啓発を行います。
- 信州豊かな環境づくり県民会議*による環境保全活動
 - ・ 県と県内の各種団体、事業者等で構成される信州豊かな環境づくり県民会議により、温暖化防止、資源循環の推進、環境保全に関するポスター・標語コンクールなどの活動を展開します。また、多年にわたり他の模範となる活動を行った団体・個人を表彰します。
- 自主的な環境保全活動の推進・支援
 - ・ 企業や団体・NPOなどによる自然保護・森林整備・環境美化・温暖化対策などの活動を推進するとともに、「地域発元気づくり支援金」「森林（もり）の里親促進事業*」「CO₂吸収評価認証制度」「長野県産材CO₂固定量認証制度」等により、各活動を支援します。
- 参加と連携による「重点施策」の推進
 - (ア) エネルギー消費量の削減
 - ・ 県民、事業者等あらゆる主体の自主的な省エネルギーの取組を推進するため、「信州省エネ大作戦」などを通じて、省エネルギー手法に係る情報を広く提供します。また、事業者との協働による家庭の省エネルギー診断などの実施や、温室効果ガス排出抑制について意欲的な取組を行う企業との協定制度を設けます。

- (イ) 再生可能なエネルギーによる発電設備の拡大
 - ・ 「1村1自然エネルギープロジェクト*」により、地域における自然エネルギーの取組を推進するとともに、自然エネルギー信州ネット*などと連携し、自然エネルギーの情報を広範な県民間で共有する体制を構築します。
- (ウ) 再生可能な熱・燃料の拡大
 - ・ 建築物の新築時等に自然エネルギーの導入を検討するよう義務付ける「自然エネルギー導入検討制度*」などの活用や、自然エネルギー信州ネット等と連携した情報共有などにより、県民や事業者による主体的な導入を促進します。
- (エ) 廃棄物の発生抑制の推進
 - ・ 県民一人ひとりの自主的な削減を促すため、事業者や関係団体と連携し、レジ袋の無料配布中止によるマイバック使用の推進や食べ残しの削減など、身近な取組による動機づけを行います。また、市町村と連携して一般廃棄物の削減を推進します。
- (オ) 水資源の保全
 - ・ 市町村や関係団体と連携し、地下水の賦存量や水源地域の土地所有者などの把握に努めるとともに、地域の状況に応じた水資源の保全策を共に検討し、推進します。
- (カ) 生物多様性の保全と持続可能な利用の推進
 - ・ 生物多様性の状況について、研究機関、関係団体・NPO、自然保護レンジャー*、自然観察インストラクター、希少野生動植物保護監視員等と連携し、情報の把握に努めます。また、希少野生動植物の保護の必要性・重要性について、事業者や県民などの理解を深め、自然環境や生態系に配慮した取組を推進します。

イ 環境教育の推進 [推進主体：県、市町村、事業者、関係団体]

- 学校教育における環境教育の実施、教員の研修
 - ・ 総合的な学習の時間や各教科などにおける環境学習を実施するとともに、課外学習においても、地域の環境特性を十分に踏まえた形で、子どもたちの環境に対する興味や関心を伸ばす教育を推進します。
 - ・ 教員に対する研修を実施し、環境問題に対する知見の向上を図ります。
- 地域における学習、体験機会の場の創出・支援
 - ・ 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく「体験の機会の場」や「環境保全に係る協定の締結」等について周知を図るとともに、登録や協定を締結した企業、団体などの取組を積極的に周知します。また、県環境保全研究所による自然ふれあい講座、自然観察会などを開催し、体験の機会の場を創出します。
- 地域の自然を守る意識の醸成
 - ・ 市町村や関係団体などと連携し、各地域での環境保全の取組を推進します。また、地域の活動の情報を収集し、学校等へ周知します。また、こどもエコクラブ*など、小さな頃から地域の自然や環境について考える機会の支援をします。

ウ 環境影響評価による環境保全の推進 [推進主体：県、市町村、県民、事業者]

○ 環境影響評価制度の適切な運用

- ・ 大規模な開発事業などの計画に対して、環境影響評価制度に基づき、環境に与える影響を十分に調査・予測・評価するため、事業者から提出された方法書や準備書について審査を行うとともに、学識経験者、地域住民などから広く意見を聴取し、それらの意見を考慮した知事意見書を事業者に提出することにより、環境への配慮を求めていきます。

また、事業のより早い段階で適切な環境保全上の配慮を行うため、戦略的環境アセスメント*の導入について検討します。

○ 公共事業における環境配慮の推進

- ・ 県が実施する公共事業のうち、環境影響評価法や環境影響評価条例の対象とならない事業については、県独自の「公共事業等環境配慮制度」により、事業計画を事前に公表して住民等の意見を聴取し、寄せられた意見などを計画に反映させることにより、環境への負荷の少ない郷土づくりを推進します。

エ 県環境保全研究所における調査研究等 [推進主体：県]

○ 環境保全に関する試験検査、調査研究、情報の収集及び提供

- ・ 県環境保全研究所や必要に応じて他の研究機関とも連携しながら、大気・水質・放射性物質等の検査、温暖化の影響予測、自然保護に係る調査研究などを進め、科学的知見から、県の環境政策を推進します。

○ 調査研究等に必要な体制整備

- ・ 民間も含め様々な研究機関がある中で、県が自ら実施する必要がある調査研究などについて検証するとともに、危機事象に的確に対応できる体制について検討します。

オ 景観形成、緑化の推進 [推進主体：県、市町村、県民]

○ 地域主体による景観形成

- ・ 情報提供や助言などにより、景観行政団体*への移行を目指す市町村を支援します。また、地域住民による自主的・自律的な景観育成の取組が行われるよう、リーダーとなる人材の育成や景観育成住民協定*の締結を促進します。

○ 歴史的、文化的な景観保全

- ・ 文化財の指定や補修などの支援により、その保護・継承を図るとともに、地域で取り組む歴史的な遺産や景観の維持・保全、活用を推進します。

○ 緑化の推進

- ・ 生活空間への緑化を推進するとともに、住民による緑化活動を支援します。

<達成目標>

目標名	基準値 (H23 年度)	目標値 (H29 年度)
信州環境フェア地域連携事業数 (※)	0 件	9 件
環境保全研究所の自然ふれあい講座等受講者数	437 人	500 人
森林 (もり) の里親促進事業契約数	75 件	125 件
景観行政団体市町村数	12 市町村	20 市町村

※ 各地域のイベントと新たに連携し環境についての啓発を行う



スーパーエコ探検
(協賛店舗での環境配慮の取組を学習)



こどもエコクラブ県内交流会

2 地球温暖化対策・環境エネルギー政策の推進

～持続可能で低炭素な環境エネルギー地域社会*の構築～

【目標】

東日本大震災と東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故を契機とした原子力発電所の停止措置に伴う電力需給の逼迫により、省エネルギーへの意識が高まっていることから、家庭においては、省エネ性能の高い住宅普及などにより無理のない省エネ型ライフスタイルを支援し、事業者においては、コスト低減につながる省エネ型の生産活動の実践を促進し、経済を活性化しながら温室効果ガス排出量の削減を目指します。

また、自然エネルギーに対する期待の高さや、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の開始などを背景に、「1村1自然エネルギープロジェクト」を契機とし、地域主導型の自然エネルギー事業の展開を通じて地域社会を活性化するとともに、地域に必要なエネルギーを地域内で賄うエネルギーの自給率を向上させ、地域の自立を図る「エネルギー自立地域」へと発展させていきます。

さらに、エネルギーのピークカット*や熱利用の見直しなど、エネルギー使用の効率化を進めます。

(1) エネルギー需要の県民の手によるマネジメント

重点施策

ア エネルギー消費量の削減 [推進主体：県、市町村、県民、事業者、関係団体]

- エネルギーの効率的な使用の促進と省エネ型機器の普及
 - ・ 家電など家庭で使われる機器について、購入や買替えの機会を捉え、高効率機器への選択・転換を促進します。
 - ・ 夏期、冬期のキャンペーン「信州省エネ大作戦」などを通じて、省エネルギー手法に係る情報を広く提供します。また、事業者との協働による家庭の省エネルギーアドバイスや省エネルギー診断などにより、家庭の省エネルギーの取組を促進します。
 - ・ 温室効果ガスの排出量が一定規模以上の大規模事業者については、「事業活動温暖化対策計画書制度*」などにより、事業者自身によるエネルギー使用状況の把握や、エネルギーの効率化と温室効果ガスの排出抑制の計画的実施等、省エネルギーの取組を促進します。
 - ・ 温室効果ガスの排出量が一定規模以下の中小規模事業者については、事業活動温暖化対策計画書制度への任意参加により、省エネルギーの取組を促進します。また、エネルギー管理の手法でもあるエコアクション 21 などの環境マネジメントシステムの導入促進を図ります。
 - ・ 事業者が温室効果ガスの排出抑制について、一定の基準を満たす意欲的な取組を自主的に行うことを促進するため、長野県と事業者間での「協定制度」を設けます。
- 快適な省エネの住まい・まちづくりの推進
 - ・ 建築主が建築物の新築や購入を行う際、建築物のエネルギー性能を客観的に「見える化」し、建築物の省エネ性能や自然エネルギーの導入可能性に配慮して選択することを促進します。
 - ・ 所有者による既存の建築物の断熱性能向上の取組を促進します。

- ・ リフォーム助成制度等の活用や環境エネルギー性能の診断の仕組みなどの検討により、既存建築物の断熱性能向上を促進します。
- ・ 公共交通の維持・活性化を図るため、市町村が中心となって取り組んでいる地域協議会などの活動を支援します。また、自動車から公共交通機関への転換や物流の効率化について、事業活動温暖化対策計画書制度により事業者の自主的な転換を促進します。
- ・ エコドライブの推進など運転時の環境負荷低減を促進します。
- ・ 環境エネルギーに配慮されたまちづくりを計画的に進める観点から、「低炭素まちづくり計画書」制度の活用などにより、都市計画との連携を図ります。大規模な開発に際しては、排熱や下水道で発生する熱など、未利用エネルギーの面的な有効利用を促進します。

イ エネルギーの特性に応じた適切な使用 [推進主体: 県、市町村、県民、事業者、関係団体]

○ 熱利用の促進

- ・ 熱利用における自然エネルギーの活用は、発電よりも比較的簡易かつ安価な機器で可能であるため、太陽熱やバイオマス熱などの自然エネルギーを中心とした効率的な熱利用を推進します。

○ エネルギーのピークシフト・チェンジの推進

- ・ エネルギー需要が高まる夏期及び冬期を中心に、需要の時間帯が過度に集中しないよう、エネルギーを利用する行動の時間帯をずらす（シフト）ことを促すとともに、エネルギー効率の良い機器への買替えや電気以外のエネルギー源の活用（チェンジ）を進めるなど、事業者及び家庭での需要を分散、抑制する行動を促進します。

(2) 再生可能エネルギーの利用と供給の拡大

重点施策

ア 再生可能なエネルギーによる発電設備の拡大

[推進主体: 県、市町村、県民、事業者、関係団体]

○ 自然エネルギー発電設備の設置拡大

(ア) 太陽光発電

- ・ 「おひさまBUN・SUNメガソーラープロジェクト」など、民間企業等への県有施設の屋根貸し事業などを通じ、初期投資を軽減しながら太陽光発電の導入を進めるビジネスモデルの確立を支援します。

(イ) 小水力発電

- ・ 小水力発電に対して地域のニーズに応じた支援を行う「小水力発電キャラバン隊」を立ち上げるほか、導入可能性の調査・検討、概略設計などの事業開発について支援を行います。

(ウ) バイオマス発電（木質）

- ・ 「信州F・POWERプロジェクト」の推進により、林業創生と一体となった熱電併給型木質バイオマス施設の設置と地域熱供給を推進します。

(エ) バイオマス発電（非木質）

- ・ 消化ガス（メタンガス）の生成や炭化燃料の製造などにより、資源として利用価値の高い下水道汚泥のエネルギー利用を推進します。
- ・ 水分量が多くこれまであまり利用が進んでいなかった畜産、食品廃棄物については、微生物の嫌気性発酵*によるメタンガスを利用するなど、発電と温熱利用を推進します。

(オ) 地熱発電・風力発電

- ・ 自然環境保全や地域経済活動との両立に配慮しつつ、適地での普及を推進します。

○ 既存水力発電設備の有効利用

- ・ 県企業局による公営電気事業を継続するとともに、さらなる自然エネルギーの普及・拡大に向けて取り組みます。
- ・ 新たに水力発電所を建設するとともに、得られた利益の一部を活用して、自然エネルギー施策の支援を行います。

○ 技術開発やサプライチェーン*構築の支援

- ・ 製品の省エネルギー化やスマートメーター等の省エネルギー活動を支える機器、自然エネルギー関連製品の開発など、県内事業者による環境・エネルギー分野の技術開発を促進します。
- ・ 開発・製造から流通・販売まで、県内事業者による環境・エネルギー産業の供給体制を構築するとともに、関係団体や事業者などと連携して、有望市場の開拓を図ります。

○ 新たな事業の担い手の育成、ビジネスモデルの創出支援

- ・ 自然エネルギー普及に向けた地域主導の基盤を整えるため、自然エネルギー信州ネットなどと連携し、自然エネルギーの情報を広く県民で共有する体制を構築します。
- ・ 地域の資金・技術・知見を活用した売電や熱供給など地域主導型のビジネスモデルの創出を支援します。
- ・ 「1村1自然エネルギープロジェクト」として登録された事業に対する専門家の派遣、モデル事業の実施とそこで得られた知見の提供・共有を図るとともに、国に対する規制改革の提案などにより、自然エネルギー事業のリスクを軽減します。
- ・ 県工科短期大学などにおいて、環境・エネルギー分野に関する先端技術の知識と実践的技能・技術を持った人材の育成を進めるとともに、産学官の連携により、次世代を担う技能・技術者の育成を支援します。

重点施策

イ 再生可能な熱・燃料の拡大 【推進主体：県、市町村、県民、事業者、関係団体】

○ グリーン熱*供給設備の増加

- ・ 建築物の新築時に自然エネルギーの導入を検討するよう義務付ける「自然エネルギー導入検討制度」などを活用し、地域の資源や特性を活かした需要サイドにおける熱利用（太陽熱、バイオマス熱、地中熱、温泉熱、雪氷熱）の推進を図ります。

- ・ グリーン熱の供給については、初期投資軽減による地域主導型のビジネスモデルの創出を支援します。
- 次世代自動車の普及や非化石燃料への利用転換の促進
 - ・ 電気自動車や低燃費車など環境負荷の低い自動車への転換及び普及を促進します。
 - ・ 廃食油や菜種油等から生産されるバイオディーゼル燃料などのバイオ燃料について、関係法令等の規制や食糧作物などとの競合に配慮して、適正な利活用を推進します。

(3) 総合的な地球温暖化対策の推進

ア 地球温暖化の抑制 [推進主体：県、市町村、県民、事業者、関係団体]

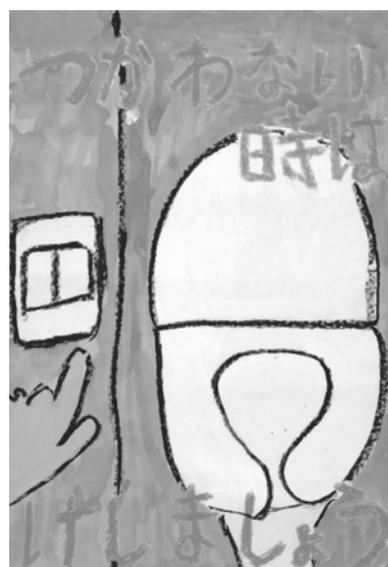
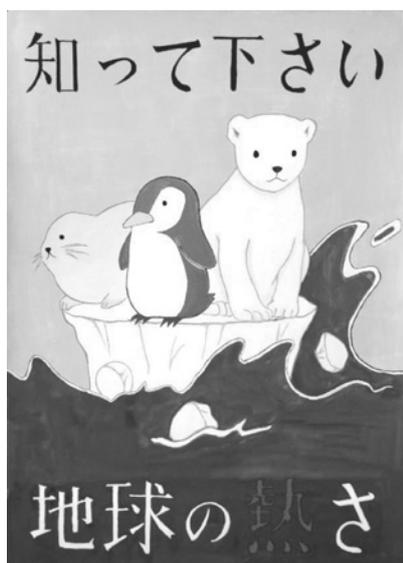
- 廃棄物の発生抑制やフロン類*等の大気中への漏出防止
 - ・ 3R（スリーアール）*の推進による焼却量の抑制、燃やさざるを得ない廃棄物の焼却処分における熱回収・利用を推進します。
 - ・ 事業者が使用するフロン類等の管理を一層促進するとともに、特別な漏出防止等の取組を行う意欲的な事業者との「協定制度」などにより、漏出防止を推進します。
 - ・ 「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収・破壊法）」、「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」の適正執行により、フロン類等の確実な破壊を促進します。
- 木材利用の拡大や森林整備による二酸化炭素の吸収・固定化の促進
 - ・ 二酸化炭素吸収源としての機能が十分に発揮されるよう、「長野県森林づくり県民税*」などを活用し、計画的な間伐を推進します。
 - ・ 住宅や公共建築物等を中心とし、土木用材や家具などの様々な用途での県産材の利用拡大を推進します。

イ 地球温暖化への適応 [推進主体：県、市町村、関係団体]

- 地球温暖化の影響把握と予測
 - ・ 県環境保全研究所を中心に、国・県・市町村の関係機関、民間の研究機関、大学、団体、専門家等における観測体制を構築し、有益なデータを観測している機関などの間で、観測データの共有や融通を可能にし、恒常的な観測・研究体制の構築を目指します。
- 影響予測に基づく、関係主体と連携した対策
 - ・ 県内の関係機関との間で地球温暖化の影響に関する情報と認識の共有を進めるとともに、地球温暖化による気候変動の影響に適応するための手法、技術、政策を分野連携で検討・推進します。

<達成目標>

目標名	基準値	目標値 (H29年度)
県内の温室効果ガス総排出量	15,311 千 t-CO ₂ (1990 (H2) 年度)	1990 年度比 △ 6 %
最終エネルギー消費量	18.6 万 TJ (2010 (H22) 年度)	2010 年度比 △ 10 %
最大電力需要	297 万 kW (2010 (H22) 年度)	2010 年度比 △ 10 %
自然エネルギー導入量	1.1 万 TJ (2010 (H22) 年度)	1.5 万 TJ
自然エネルギー発電設備容量	10 万 kW (2010 (H22) 年度)	24 万 kW
発電設備容量でみるエネルギー自給率*	58.6 % (2010 (H22) 年度)	70 %
長期優良住宅*の認定を受けた新築住宅数	18.1 % (2011 (H23) 年度)	20.0 % (H32 年度)



長野県・信州豊かな環境づくり県民会議
H24 年度環境保全に関するポスターコンクール入賞作品

3 循環型社会の形成

～「もったいない」を大切にして、信州が誇るライフスタイルを～

【目標】

将来にわたって安定的に循環型社会を形成していくためには、廃棄物の発生を抑制することが重要であり、レジ袋無料配布中止によるマイバッグ使用の推進や食べ残しの削減、長寿命化製品の選択・利用などの身近な取組により、県民一人ひとりに動機付けを行うとともに、技術指導や研修会の開催など、事業者による廃棄物の発生抑制を支援します。

また、不要となったものについては、資源物としての分別を進め、環境への負荷の少ない方法による再資源化を推進するなど、適切な再使用・再生利用の一層の促進を図ります。

さらに、講習会や立入指導などの個別指導により廃棄物の適正処理を推進するとともに、パトロール・通報制度・啓発活動など、監視活動の強化により不法投棄を防止し、生活環境の保全と廃棄物処理に対する県民の信頼を確保します。

(1) 廃棄物の発生抑制・再資源化の推進

重点施策

ア 廃棄物の発生抑制の推進 [推進主体：県、市町村、県民、事業者、関係団体]

- 身近な取組を契機とした生活全般における発生抑制の推進
 - ・ レジ袋の無料配布中止を県内全域で展開することにより、マイバッグの持参率を高めます。
 - ・ 事業系の一般廃棄物の排出量のうち、約3割を占める生ごみについて、飲食店などでの食べ残しを減らす取組や、家庭における生ごみの発生を抑制する意識の向上に向けた取組を進めます。
 - ・ ひとつの製品を長く使い続けることが、結果として廃棄物の抑制につながることから、県民の長寿命化製品の選択・利用への理解を深め、普及啓発を推進します。
- 一般廃棄物処理の有料化制度の推進
 - ・ 市町村が一般廃棄物を処理する際に手数料を徴収する「有料化」について、未導入市町村（H23. 3.31 現在 19 市町村）に対し、優良事例の情報提供や技術的な支援を行い、有料化による廃棄物の発生抑制を推進します。
- 排出事業者の発生抑制の支援
 - ・ 多量排出事業者等に提出が義務付けられている「産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画*」などの策定・実施に関する指導等を通して、排出事業者における計画的な取組を支援します。また、提出された処理計画を基に、年度ごとの排出量の推移や業種別の傾向などを分析し、効果的な情報提供を行います。
 - ・ 廃棄物のリサイクル・減量化など環境技術に関する研修会の開催等により、排出事業者における環境技術者の育成を支援します。

イ 資源の循環利用の推進 [推進主体：県、市町村、県民、事業者、関係団体]

○ リターナブル容器*の使用などリユースの推進

- ・ リターナブル製品の利用・返却・再使用の促進が図られるよう、関係者と連携して普及・啓発に努めます。
- ・ 地域のお祭りやバザー、イベントなどで大量に使用される使い捨て容器の削減について啓発を行います。

○ 各種リサイクル法の円滑な推進

(ア) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)

- ・ 県の分別収集促進計画を定め、市町村の分別収集計画を積極的に推進するとともに、ガラス類、缶類、ペットボトル以外の品目の分別収集についても推進します。

(イ) 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)

- ・ 家庭などから排出される使用済み家電が適正に小売業者に引き渡されるよう、製造者、小売店、市町村と連携して、不法投棄の防止とリサイクルの推進を図ります。

(ウ) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)

- ・ 国と連携して、食品関連事業者に対するの周知を図り、食品廃棄物などの発生抑制と再生利用を促進します。

(エ) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)

- ・ 解体の元請事業者に対し、適切に再資源化が行われていることの確認を行うとともに、建設系廃棄物の受入事業者などの情報提供を行います。また、不法投棄の多くが建設系廃棄物であることから、排出事業者への指導の徹底を図るとともに、立入検査・パトロールを実施します。

(オ) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)

- ・ 関係事業者の登録・許可事務について、適正な運用を図ります。また、地球温暖化防止のため、カーエアコンからのフロン類の回収が適正に行われるよう促進します。

(カ) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)

- ・ 使用済み小型家電の適正な処理及び小型家電に含まれる有用金属などの再資源化を促進します。

○ 生ごみや^{せん}剪定枝のリサイクルなど自主的なリサイクルの推進

- ・ 生ごみの水切り作業や自家処理による有効利用等、廃棄物減量の取組事例を情報提供します。
- ・ ^{せん}剪定枝を堆肥化やチップなどの資源物として有効利用する取組を推進します。

ウ 排出抑制・再資源化の総合的な取組 [推進主体：県、市町村、県民、事業者、関係団体]

○ 一般廃棄物の3Rの推進

- ・ 市町村の「ごみ処理基本計画」などにに基づき、資源ごみの分別収集を進めます。
- ・ 事業系の一般廃棄物のリサイクル率の向上に向けて、「事業系紙類資源化への手引き」

の普及、事業系紙類の資源化の啓発に努めます。

○ 産業廃棄物の3Rの推進

- ・ 産業廃棄物の排出事業者又は処理業者との「産業廃棄物減量化・適正処理実践協定*」を推進し、事業者は協定に基づき産業廃棄物の3Rと適正処理を一層進めるとともに、県はその取組を公表し、普及・拡大を図ります。
- ・ 産業廃棄物の減量化・リサイクルに詳しい産業廃棄物3Rアドバイザーによるアドバイスや事例紹介などにより、3Rの取組水準の向上を図ります。

○ 県民総参加による3Rの推進

- ・ 県民意識を高めるため、分別・リサイクル体験や施設見学などを盛り込んだ実践講座の開催、各種美化キャンペーンの実施、地域における3Rの取組の紹介等、県民や事業者の自主的な実践活動を支援します。

(2) 廃棄物の適正処理の推進

ア 廃棄物の適正処理の推進 [推進主体：県、市町村、事業者]

○ 一般廃棄物の適正処理の確保に向けた市町村支援

- ・ 市町村が一般廃棄物処理計画を策定又は改正する場合は、必要な助言を行うとともに、策定又は改正された時には内容を把握の上、支援施策を立案します。
- ・ 市町村の一般廃棄物会計基準*の導入に向け、国のガイドラインの説明や情報提供に努めるとともに、国に対して費用分析手法やシステムの充実を要望します。

○ 産業廃棄物管理票*制度の適切な運用の促進

- ・ 講習会・研修会・立入検査などを通じて、産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度の周知を図り、産業廃棄物の適正処理を徹底します。また、事務の効率化が可能な電子マニフェストの使用を普及・啓発します。

○ 産業廃棄物の県外流出・県内流入の調査

- ・ 産業廃棄物の県外への流出量と県内への流入量の把握に努めるとともに、最終処分場への立入検査時には、県外産業廃棄物を最終処分する場合に必要な事前協議が適正に実施されているか確認を行います。

○ 特定有害産業廃棄物の適正処理の推進

- ・ ポリ塩化ビフェニル*廃棄物処理計画に沿って適正処理を推進するとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を通じて中小企業者への処理費用を支援します。
- ・ 廃石綿*や石綿含有廃棄物が法律や国のマニュアル等を遵守して適正に処理されるよう、立入検査などにより排出事業者及び処理業者への指導を徹底します。

イ 不適正処理・不法投棄防止等の監視指導

[推進主体: 県、市町村、県民、事業者、関係団体]

○ 排出事業者・処理事業者への監視指導

- ・ 立入検査計画により、排出事業者や処理事業者に対して年間を通じて立入検査や行政検査を行うほか、不適正な処理に対しては重点的かつ集中的に厳正・厳格な監視指導を行います。また、立入検査などをより効果的かつ確実に行うため、立入検査職員に対して必要な研修を行います。

○ 放置廃棄物への対応

- ・ 放置された産業廃棄物については、行為者に対して撤去の指導を粘り強く行うほか、周辺環境への影響調査や必要に応じ一時保全を行います。

○ 不法投棄防止のための体制

- ・ 県下に配置している不法投棄監視連絡員による定期的なパトロールを行うとともに、廃棄物監視員・指導員による夜間パトロール・スカイパトロール・産業廃棄物収集運搬車両の点検・確認を実施します。
- ・ 地方事務所単位に設置している市町村・関係団体などで構成する不法投棄防止対策協議会により、普及啓発やパトロールを実施します。
- ・ 不法投棄防止ウィークに合わせ、市町村などと連携して不法投棄防止のためのパトロールや啓発を行います。

○ 県民参加による不法投棄情報の収集

- ・ 県に設置している不法投棄ホットラインを通じて、24時間体制で不法投棄情報の収集に努めます。
- ・ 関係団体や事業者との間で締結した不法投棄の情報提供に関する協定に基づき、協定を締結した関係団体から、その業務内で発見した不法投棄情報の収集に努めます。

○ 市町村への不法投棄情報の提供

- ・ 県が収集した各市町村の取組に有為な防止対策や不法投棄に関する情報について、「不法投棄情報ながの」を通じて提供します。

＜達成目標＞

目標名	基準値	目標値 (H29年度)
1日1人当たり一般廃棄物排出量	862 g / 人・日 (H22年度)	800 g / 人・日
産業廃棄物総排出量	3,709 千t (H20年度)	3,600 千t
産業廃棄物減量化・適正処理実践協定 協定締結事業者数	135 者 (H23年度末)	200 者 (H29年度末)
建設副産物（アスファルト・コンクリート 塊）の再利用率	98.8% (H20年度)	100%
建設副産物（コンクリート塊）の再利用率	97.4% (H20年度)	100%

レジ袋削減による効果

レジ袋の無料配布中止などにより、長野県全域でのマイバック持参率が現在の約50%から90%となれば、大きな効果が得られます。

- ・ごみ 1,664 t 減量（1枚 8 g）…2,774 世帯分の年間ごみ排出量に相当
- ・原油 3,806kℓ 節約（1枚 18.3mℓ = おちょこ 1 杯分）
…200ℓ ドラム缶で富士山 4.5 個分の高さに相当
- ・CO₂ 12,688 t 削減（1枚 61g）…2,307 世帯分の年間排出量に相当

4 水・大気環境の保全

【目標】

水環境及び大気環境は、生活環境の基盤として、常に良好な状況に保たれていることが求められます。

水環境については、河川・湖沼・地下水の水質の常時監視を実施し、状況の把握に努めるとともに、非特定汚染源*を中心とした汚染源対策を進め、水質の向上を図り、多地点での環境基準達成を目指します。また、水資源やこれを涵養する水源林の保全を図るため、市町村との連携の下、水資源を保全するための新たな制度を構築し、将来の世代にわたって水の恵みを等しく享受できる体制づくりを進めます。

大気環境については、大気の常時監視を実施し、汚染状況を正確に把握するとともに、発生源への監視・指導により、清浄な大気環境の維持を図ります。また、騒音・振動・悪臭を防止するため、環境基準の類型指定や規制基準等の地域指定を行うほか、騒音などの調査を実施し、良好な生活環境を保全します。さらに、ダイオキシン類などの有害化学物質の状況についても監視を続け、状況の把握と県民への迅速な情報提供に努めます。

(1) 水資源の保全と適正な利活用

重点施策

ア 水資源の保全 [推進主体：県、市町村、関係団体]

- 水源地域における土地取引の把握
 - ・ 重要な水源地域における土地の取引等の事前届出制度を創設し、保全が必要な水源地域における土地の取引などを事前に把握することができるようにします。また、保全が必要な水源地域の土地所有者等に対して、水資源の保全が懸念されるような行為を行わないよう必要な助言などを行います。
- 市町村や関係団体との連携強化
 - ・ 市町村や関係団体と連携し、地域の状況に応じた水資源の保全策を共に検討し、推進します。
 - ・ 地下水の利用に関しては、地下水益*単位で同一の対策を講じることができるよう、市町村の支援に努めます。
 - ・ 県全体の地下水の賦存量など、水資源の基礎データを収集・把握するように努めます。
- 水の利活用
 - ・ 水資源が保全され、豊富な水量が確保されていることを前提として、小水力発電や地下水を活用した産業の創出など、水資源の有効活用を推進します。

イ 水源林の保全 [推進主体：県、市町村、事業者、関係団体]

- 保安林*指定又は公有林化等
 - ・ 水道水源地の状況に応じて、国や県による保安林指定、市町村による水源地の購入、市町村と森林所有者間の契約・協定など、公的管理を推進します。
- 森林の水源涵養機能^{かん}の向上
 - ・ 間伐を中心とした森林整備を積極的に進めるとともに、計画的に伐採・再造林*を行い、森林の年齢構成の平準化を進めます。
- 水源林保全に関する啓発、森林所有者への指導・情報提供
 - ・ 県植樹祭・広報誌・ホームページ・シンポジウムなどにより啓発を進めます。
 - ・ 新たな森林所有者に対して、森林保全の観点から、取得目的に応じた指導・情報提供に努めます。

(2) 安心安全な水の保全

ア 水質の保全 [推進主体：県、市町村、県民、事業者、関係団体]

- 水質監視
 - ・ 主要な河川及び湖沼について、毎年度、水質汚濁防止法に基づき水質測定計画を定め、国、水質汚濁防止法の政令市である長野市及び松本市並びに独立行政法人水資源機構とともに、水質常時監視を行います。
 - ・ 県内の地下水の状況を把握するため、測定計画を定め、長野市及び松本市とともに水質常時監視を行います。
 - ・ ゴルフ場、最終処分場などが設置されている上流域では、ゴルフ場使用農薬の暫定指針に追加された項目も考慮しながら、農薬・金属化合物・有機塩素化合物*について水質測定を実施します。
 - ・ 水質汚濁事故発生時には、関係地域にある水道事業者へ連絡するとともに、消防・市町村など関係機関と連携して、被害拡大の防止に努めます。
- 発生源対策
 - ・ 河川や湖沼の水質の悪化の要因である生活排水・事業場排水・家畜排水などの特定汚染源と、汚染物質の負荷排出ポイントが特定しにくい市街地・農地・森林などの非特定汚染源の対策を推進します。
 - ・ 有害物質による地下水汚染を未然に防止するため、水質汚濁防止法の規制対象事業場に立入検査を実施し、構造基準及び点検義務の遵守状況を確認します。また、地下水の常時監視などで汚染が判明した場合には、井戸所有者に飲用指導を行うほか、周辺地区の地下水調査を実施し、住民への周知、汚染原因の究明など必要な対策を実施します。

イ 生活排水対策 [推進主体：県、市町村]

- 生活排水施設の早期の整備完了
 - ・ 平成27年度までの重点整備により未整備地域の早期解消を図ります。また、下水道接続による水洗化を促進します。
- 既存施設の安定した経営の促進
 - ・ 生活排水に係るコストやエネルギーの削減を推進するとともに、施設や処理区の統合などによる合理化を進め、既存施設の効果的な運用を進めます。
- 生活排水から生じる汚泥等の有効活用
 - ・ 生活排水から発生する汚泥について、セメントの原料や堆肥化など、利活用が可能なものについては積極的な活用を推進します。

(3) 快適な水環境の保全**ア 水辺地、水辺空間の保全** [推進主体：県、市町村、県民、事業者、関係団体]

- 親水性に優れた水辺づくり
 - ・ 治水安全度の向上を目的とする河川改修では、河畔林の保全や陸域・河岸・水際の連続性と環境上の機能確保に配慮し、河川が本来有している生物の生育などの環境及び多様な河川景観を保全・創出する「多自然川づくり*」を推進します。
 - ・ 水辺空間が果たす役割について県民の理解を深めるように努めるとともに、維持管理活動・景観保全活動・特定外来生物対策活動などを河川愛護団体・地域住民・施設管理者等と連携して実施します。

イ 水環境とのふれあいの推進 [推進主体：県、市町村、県民、事業者、関係団体]

- 学習機会の充実
 - ・ せせらぎサイエンス*やこどもエコクラブによる自然観察会など、水環境とふれあう機会の支援をします。

(4) 大気環境等の保全**ア 大気環境の保全** [推進主体：県]

- 大気環境の常時監視
 - ・ 県内各地の市街地や交通量の多い道路周辺などにおいて、大気汚染防止法に基づき、大気汚染物質等の常時監視を行います。

○ 発生源に対する監視・指導

- ・ ばい煙*発生施設や一般粉じん*発生施設など、大気汚染物質の発生源に対し立入検査を実施し、状況に応じて改善措置等の指導を行います。

イ アスベスト対策 [推進主体：県]

○ 発生源対策

- ・ 特定粉じん排出等作業を行う事業者への立入検査を行い、飛散防止の徹底を図るための指導を行います。
- ・ アスベスト*取扱い事業に対する監視を行うとともに、必要に応じて事業場周辺の環境モニタリング調査を行い、適正処理の徹底と安全の確保を図ります。

○ 環境モニタリング調査

- ・ 一般環境及び道路周辺での環境モニタリング調査を計画的に実施します。

ウ 騒音・振動・悪臭の防止 [推進主体：県、市町村、事業者]

○ 騒音・振動・悪臭の防止

- ・ 騒音・振動・悪臭に関して市町村などの実情に応じて環境基準の類型指定や規制地域の指定を行い、生活環境の保全を図ります。
- ・ 道路交通騒音や新幹線など鉄道騒音の調査・測定を行い、状況把握に努めます。
- ・ 市町村職員を対象とした講習会を開催するなど、騒音・振動・悪臭の環境保全対策について、市町村への技術的支援を行います。

(5) 化学物質対策

ア ダイオキシン類対策 [推進主体：県、市町村、県民、事業者、関係団体]

○ ダイオキシン類対策

- ・ 大気・水質・土壌環境中のダイオキシン類濃度の調査を実施し、汚染状況の把握に努めます。
- ・ 廃棄物焼却施設など発生源に対する監視を行うとともに、基準値を超過しないよう指導します。

○ 環境モニタリング調査

- ・ 廃棄物焼却施設など発生源に対する監視を行うとともに、ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づく環境基準を超過しないよう指導します。

イ 化学物質対策 [推進主体：県、市町村、事業者、関係団体]

- 化学物質の管理及び情報提供
 - ・ P R T R*の円滑な運用により、化学物質の環境への排出量を把握し、その結果を公表するとともに、事業者の自主的な管理の改善を促進します。
- 化学物質の調査・研究
 - ・ 未規制化学物質の分析法開発に取り組むとともに、化学物質の環境中における残留調査を行い、環境汚染の実態を把握します。

(6) 放射能対策**ア 空間放射線量の把握** [推進主体：県]

- モニタリングポスト*等による常時監視
 - ・ 県の合同庁舎（飯山・松本・大町・諏訪・飯田）、県環境保全研究所、軽井沢町役場に設置したモニタリングポストにより、空間放射線量の常時監視を行い、県内各地の状況を把握します。
 - ・ モニタリングポストが設置されていない合同庁舎（中野・上田・佐久・伊那・木曾）では、簡易測定器（NaIシンチレーション式サーベイメータ*）により、定期的な測定を実施します。

イ 東京電力(株)福島第一原子力発電所事故に係る対応 [推進主体：県、市町村]

- 放射性物質の検査
 - ・ 水道水の定期的な検査を実施します。検査の結果、国が定める基準を超えるものについては、汚染水源の使用禁止、汚染水飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限など必要な措置を関係市町村又は水道事業者に指示又は要請し、結果を公表します。
 - ・ 県内産の農林畜産物や県内に流通する県外産食品の検査を実施します。また、市町村などから測定値の高い品目に関する情報提供があった場合は、県環境保全研究所で詳細な検査を実施します。検査の結果、国が定める基準を超えるものについては、採取や出荷の制限など必要な措置をとり、結果を公表します。
 - ・ 放射線の影響を受けやすいといわれる子どもの安全性の確保を図る点から、学校給食の検査を実施します。検査結果は速やかに給食実施主体である市町村に報告するとともに、県民に公表します。
 - ・ 上下水道施設の汚泥等や廃棄物焼却施設の焼却灰などの検査を実施します。検査の結果、国が定める基準を超えるものについては、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による

環境の汚染への対処に関する特別措置法（放射性物質汚染対処特措法）」に基づく措置をとるとともに、施設の敷地境界の空間放射線量を測定するなど、周辺環境の安全確認を行い、結果を公表します。

- ・ 上記のほか、降水物や農業用土壌など様々な検査を実施します。
- ・ 大気汚染防止法や水質汚濁防止法などでは、現在、放射性物質による汚染を適用除外としていますが、改正の動きがあることから、国の動向を把握し、適切な対応をとります。

微小粒子状物質（PM2.5）について

大気中には大きさや種類が異なる様々な粒子が浮遊していますが、このうち粒径が $2.5\ \mu\text{m}$ 以下の粒子を微小粒子状物質(PM2.5)と呼びます。PM2.5は粒径が小さく、肺の奥深くまで入りやすいことから、健康影響が懸念されており、平成21年9月に環境基準が設定されました。

平成25年2月現在、長野県内では12地点(右図参照)でPM2.5を常時監視していますが、平成22・23年度の観測結果では、特に高濃度の状況は見られず、全ての地点で環境基準を達成しています。詳細な測定結果は、県ホームページ「長野県の大気状況」でご覧いただけます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/mizutaiki/taiki/joukan/mokuzi.htm>

PM2.5常時監視地点図



<達成目標>

目標名	基準値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
水道水源地における保全が必要な水源林の公的管理	—	100%
保全が必要な水源の水資源保全地域の指定	—	100%
河川環境基準達成率	98.6%	98.6%
湖沼環境基準達成率	53.3%	60.0%
地下水環境基準達成率	94.0%	95.0%
汚水処理人口普及率	95.9%	98.1%以上
自動車騒音環境基準達成率	91.6%	93.0%
大気環境基準達成率（光化学オキシダントを除く）	100%	100%
昼間の光化学オキシダント環境基準値達成率（時間）	95.8%	96.0%
有害大気汚染物質環境基準達成率	100%	100%
水質のダイオキシン類環境基準達成率	100%	100%
大気ダイオキシン類環境基準達成率	100%	100%
土壌・底質のダイオキシン類環境基準達成率	100%	100%

5 自然環境の保全

～未来へつなごう生命（いのち）のにぎわい～

【目標】

本県の美しく豊かな自然環境を荒廃させることなく維持していくことが必要です。

生物多様性については、その保全において特に重要な地域の実態を把握し、関係団体や地域住民等と連携して、希少種*の保全、野生鳥獣からの保護、外来種の駆除などに取り組み、多様な動植物の保全を推進します。

また、多くの人が本県の自然を体験することができるように、自然観察会やふれあい講座などの体験の機会を設けるとともに、自然公園等において、老朽化した設備を中心に補修や改修などを行い、安全な環境での自然体験を進めます。

さらに、地域の状況に応じた森林整備や里山の保全、野生鳥獣被害対策を進め、森林や農山村の持つ多面的な機能の維持に努めます。

(1) 多様な自然環境の保全

重点施策

ア 生物多様性の保全と持続可能な利用の推進 [推進主体：県、市町村、県民、関係団体]

- 生物多様性の状況の把握
 - ・ 生物多様性の状況について、県環境保全研究所を中心に、大学や民間研究機関等とも連携し、その保全において重要な地域を抽出するなど、科学的な調査・分析を推進します。
 - ・ 県内で活躍する団体・NPO、自然保護レンジャー、自然観察インストラクター、希少野生動植物保護監視員などと連携し、情報の把握に努めます。
- 開発や産業活動での配慮
 - ・ 道路や河川、砂防施設の建設に当たっては、環境に配慮した整備を推進します。また、河川改修に当たっては、多自然川づくりを基本として整備を行います。
 - ・ 河川、湖沼の維持管理に当たっては、各水辺の特性に合わせた望ましい生態系の確保に努めます。
- 希少野生動植物の保全対策
 - ・ 希少野生動植物の保護の必要性・重要性について、広く事業者や県民などの理解を深めるため、普及啓発を推進します。
 - ・ 県希少野生動植物保護条例に基づく指定による希少種の保護を図ります。
 - ・ 県希少野生動植物保護条例に基づく保護回復事業計画による対策を引き続き推進するとともに、新たな種の計画を策定します。
 - ・ 希少野生動植物保護監視員などと連携し、生息・生育地の重点的な監視を行い、希少な野生動植物の保護を推進します。

- 外来種対策
 - ・ 外来種による生態系攪乱^{かくらん}を防ぐため、外来生物被害予防3原則*の普及啓発に努めるとともに、駆除活動を呼び掛けます。
 - ・ 農林水産業への被害など、特に問題の大きい種について、現状把握とその対策について検討します。
 - ・ 密放流の防止など、違法放流防止対策を推進します。
 - ・ 環境への配慮が必要な地域においては、緑化の際に、植物の種子を含まない無種子タイプの資材利用を推進します。

- 生物の地域固有性への配慮
 - ・ 同一種であっても、地域によって遺伝的に異なる集団があることが分かっており、人の手でみだりに移動させないなど、遺伝的に異なる個体や個体群への配慮についての普及啓発を行います。
 - ・ 植物などを観光資源とする際は、移入に頼らない地域の固有性を尊重した取組を推奨します。

- 県土や自然資源の持続可能な利用の推進
 - ・ 草原の維持、ビオトープ*の整備などによる里山の活用を推進します。
 - ・ 環境と共生する農林業の振興を進めます。

イ 連携と協働による保全対策の推進 [推進主体：県、市町村、県民、事業者、関係団体]

- 自然公園や自然環境保全地域等の保全
 - ・ 自然公園における特別地域の指定区域を拡大し、工作物の新築・改築、樹木の伐採、鉱物の採取などの行為を制限するとともに、特に自然環境の保全が必要な地域については、自然環境保全地域*や郷土環境保全地域*として指定し、その保全を図ります。
 - ・ 乗鞍岳や上高地など利用が過密になる自然公園などにおいては、マイカーによる乗り入れ規制等により、自然環境の保全を図ります。
 - ・ 県民、団体・NPO、企業、研究者、行政など多様な主体によるネットワークを構築し、関係者の連携を強化して、共同事業・地域連携保全活動などの実施につなげます。

- 地産地消等の推進
 - ・ 県産農産物や県産材の利用拡大を推進し、国外・県外の資源利用による環境への負荷や生物多様性への負担の軽減を図ります。

ウ 自然公園施設等の整備・管理 [推進主体：県、市町村、関係団体]

- 自然公園施設等の整備
 - ・ 自然保護センターや自然公園内の歩道、休憩施設などの整備・補修を行います。
- 登山道や山小屋トイレの整備・補修
 - ・ 管理者が不明となっている登山道や、自然浸透処理による山小屋のトイレについて、山小屋関係者や地元市町村などと連携し、整備・補修などを図ります。また、整備に係る費用負担の在り方についても、検討を進めます。

(2) 自然との豊かなふれあいの確保**ア 自然とふれあう機会の充実** [推進主体：県、事業者、関係団体]

- 自然とふれあう機会の創出
 - ・ 県環境保全研究所による自然ふれあい講座、自然観察インストラクターや自然解説団体による自然観察会などを実施します。
- 都市住民等との交流の推進
 - ・ 企業によるCSR*活動としての森林整備への協力、山村と都市との交流、都市と山村の二地域居住など、あらゆる主体が、様々な形で森林や山村に関わり、地域の活性化に貢献するような仕組みづくり・人づくりを推進します。
 - ・ 森林セラピー*基地など、森林空間を利用した新たな交流、産業活動の基点整備を推進します。

イ 観光利用との調和 [推進主体：県、市町村、県民、関係団体]

- エコツーリズム*、グリーン・ツーリズム*の推進
 - ・ エコツーリズムの推進を通して、観光客に地域固有の自然環境の魅力や価値を伝えることで自然環境の保全を目指します。
 - ・ 生物多様性に関連の深い地形や地質、地史的背景の特徴や魅力を地域の新たな観光資源として利活用します。
 - ・ 都市農村交流や滞在型市民農園等を活用し、農林業体験などグリーン・ツーリズムの促進を図ります。

ウ 自然公園の適切な管理 [推進主体：県、市町村]

- 自然保護センター*を中心とした自然公園の管理
 - ・ 霧ヶ峰・美ヶ原・乗鞍・志賀高原の自然保護センターなどにおいて、自然公園の適正な利用及び自然環境の保全について普及啓発を図ります。また、自然保護レンジャーの協力の下、自然公園内において巡視活動や利用者への指導などを行います。

○ 自然保護センターの設備・運営

- ・ 自然を楽しみ、学ぶ機会の拡充を図るための拠点施設として、自然保護センターの安全整備や管理運営を行います。

(3) 森林や農山村の多面的機能の発揮

ア 森林整備による生活環境や良質な自然環境の保全 [推進主体:県、市町村、事業者、関係団体]

○ 地域や森林の状況に応じた効率的かつ効果的な森林づくりの推進

- ・ 公益的機能の高度発揮を目指す森林では、将来の針広混交林化等を基本とし、間伐などの森林整備の推進を図り、災害に強い森林づくりを進めます。
- ・ 木材生産機能の高度発揮を目指す森林では、持続的に森林資源の供給が可能となるよう、間伐のほか、林齢の多様化など主伐や植栽も取り入れた森林づくりの推進を図ります。
- ・ 間伐については、傾斜・地形・路網の状況などを勘案しながらも、資源の有効活用の観点から、できるだけ間伐材を搬出する「搬出間伐」を推進します。

○ 林業・木材産業の活性化による資源の循環利用の推進

- ・ 品質や性能の高い県産材製品を安定的に供給するための生産及び加工流通体制の整備などを促進します。
- ・ 木造住宅や公共建築物等への県産材利用を基本とし、土木用材・家具・木質バイオマスなどの様々な用途への利活用を図ります。

○ 担い手対策の推進

- ・ 県林業労働力確保促進基本計画に基づき、林業労働力の確保に向けた雇用の改善・事業の合理化等を進めるとともに、段階的・体系的な研修カリキュラムによる研修会などの開催により、森林施業プランナーや林業事業体の養成を推進します。また、総合的な視野で地域の森林づくりや、林業を牽引できる人材を育成します。
- ・ 県産材製品の普及啓発を図るため、工務店・設計士等を対象とした「信州木の家マイスター講座」などを通じ、県産材に精通した人材の育成を進めます。

イ 農山村の多面的機能の維持と環境保全 [推進主体:県、市町村、県民、関係団体]

○ 農地及び農業用水の保全

- ・ 農地・農業用水等の資源や農村環境を保全するため、地域ぐるみの共同活動として行う水路の泥上げ・補修、草花の植栽、農道への砂利補充などを支援します。

- ・ 中山間地域において、耕作放棄地の発生防止と多面的機能の維持を図るため、自律的かつ継続的な農業生産活動の体制整備に向けた取組を支援します。

○ 里山の保全・活用

- ・ 長野県の観光資源でもある草原の維持、再生活動を促進します。
- ・ 河川や水路、耕作放棄地などを中心にビオトープとしての整備を推進します。

○ 自然の力を活かした環境農業の推進

- ・ 農産物の健全な生育の促進と化学肥料の低減を進めるため、堆肥の施用や土壌診断による適正施肥など、土壌の物理性、化学性及び生物性の改善を推進します。
- ・ 病害虫の防除に使用する化学合成農薬の低減を進めるため、天敵や光の利用などIPM*の実践を推進します。
- ・ エコファーマー*や「信州の環境にやさしい農産物認証制度*」の面的な拡大を図るため、地域別・品目別に、レベルに応じた技術対策を示します。

ウ 野生鳥獣の保護管理 [推進主体：県、市町村、県民、関係団体]

○ 被害集落の総合的な対策

- ・ 野生鳥獣から農地や造林木を守るため、防護柵の設置や忌避剤の塗布、ニホンザルの追い払いなど、地域の実態に応じた適切な被害防除対策の取組を推進します。
- ・ 地域ぐるみで有害鳥獣を捕獲する集落等捕獲隊の組織化などを推進します。
- ・ 野生鳥獣の隠れ場所、通り道となっている里山の荒廃森林や耕作放棄地の整備を通じて鳥獣の生息域と集落とを区分する緩衝帯の整備を推進するとともに、間伐の促進や針広混交林の整備など、生息環境対策を推進します。

○ ニホンジカ等の計画的な個体数調整の実施

- ・ 高山帯等における希少植物の食害や地域の農林業に大きな脅威となっているニホンジカなどの野生鳥獣について、広域的な捕獲を推進し、適正な個体数の管理を図ります。

○ 狩猟者の育成・確保

- ・ 市町村や猟友会等が協力して行う新規狩猟者確保のための取組を支援するなど、減少している狩猟者の育成・確保を図ります。

<達成目標>

目標名	基準値 (H23 年度)	目標値 (H29 年度)
「生物多様性」の認識状況	30%未満 (H22 年度)	50% (H32 年度)
希少野生動植物保護回復事業計画策定数	9 種	15 種 (H32 年度)
自然公園の指定面積	278,549ha (H22 年度)	拡大 (H32 年度)
自然環境保全地域面積	790ha (H22 年度)	拡大 (H32 年度)
都市農村交流人口	546,544 人 (H22 年度)	600,000 人
山小屋トイレにおけるし尿処理施設整備率	70.6% (H22 年度)	85.0% (H32 年度)
間伐の推進（森林の公益的機能の高度発揮）	104,885ha (H19-23 年度)	94,000ha (H25-29 年度)
林業就業者数（林業の担い手の確保）	2,461 人	3,000 人 (H32 年度)
高性能林業機械の稼働台数	209 台	390 台 (H32 年度)
素材生産量	329 千m ³	750 千m ³ (H32 年度)
県産材の製材品出荷量	109 千m ³	237 千m ³ (H32 年度)
信州の環境にやさしい農産物認証面積	1,483ha (H22 年度)	2,200ha
地域ぐるみで取り組む農地・水・環境の保全活動	22,484ha (H22 年度)	25,000ha
ニホンジカによる農林業被害の減少市町村の割合	50%	100%

重点施策（再掲）

施策項目	掲載ページ
エネルギー消費量の削減	20
再生可能なエネルギーによる発電設備の拡大	21
再生可能な熱・燃料の拡大	22
廃棄物の発生抑制の推進	25
水資源の保全	30
生物の多様性の保全と持続可能な利用の推進	37



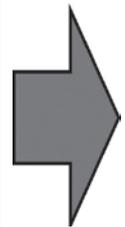
長野県・信州豊かな環境づくり県民会議
H24年度環境保全に関するポスターコンクール入賞作品

第5章 地域別の特性と実施施策

第5章では、県内10地域（地方事務所単位）ごとに、地域の環境特性を示し、推進していく施策を示します。

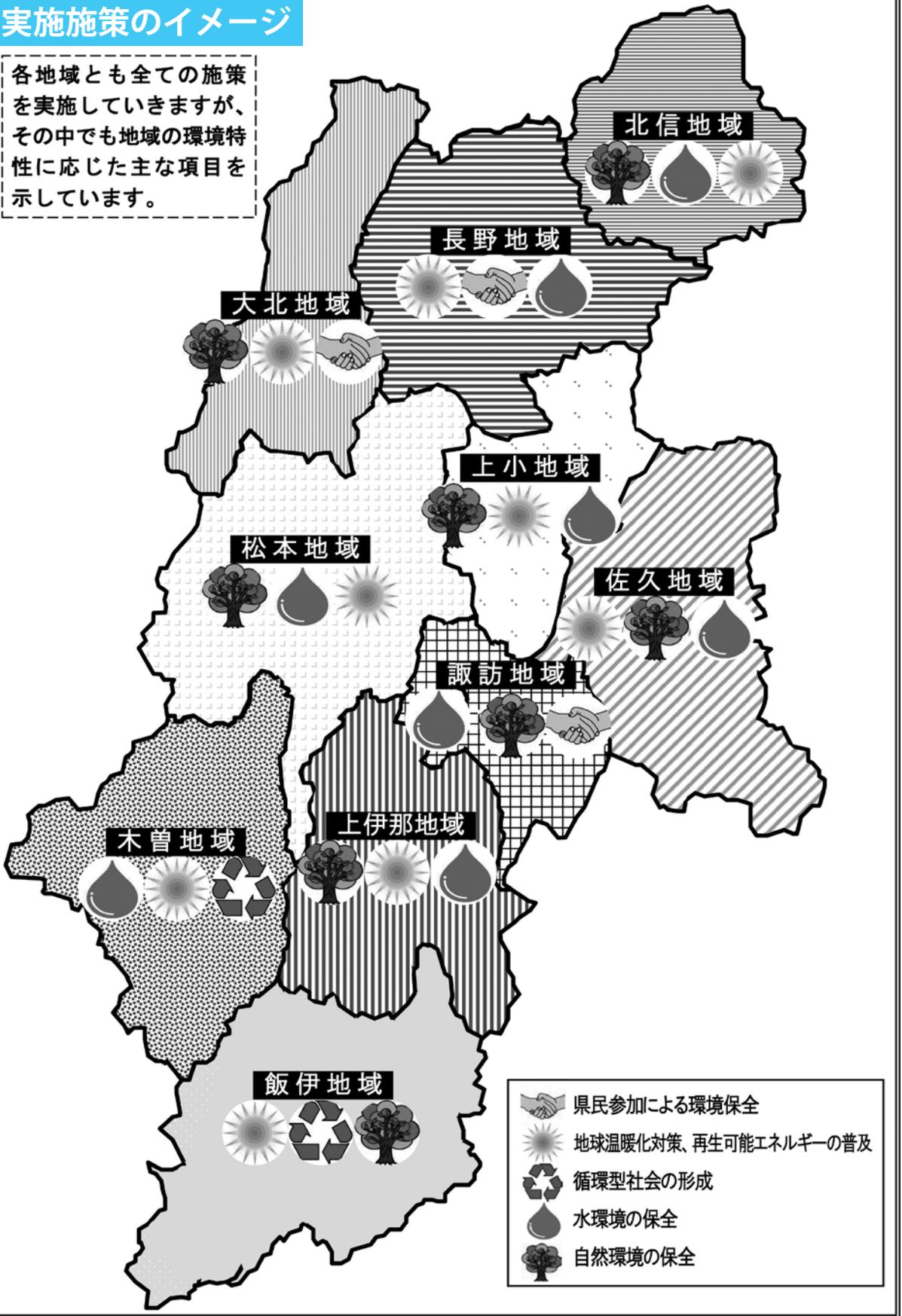
地域別の実施施策

佐久地域	<ul style="list-style-type: none"> ○協働で進める自然エネルギー等の普及 ○高原の保養・観光エリア「佐久」の豊かで美しい自然環境の保全 ○地域の環境リスクへのきめ細かい対応 ○貴重な地域の財産である水資源の保全
上小地域	<ul style="list-style-type: none"> ○多彩な自然環境を活かした魅力ある地域づくり ○環境への負荷の少ない住み良い地域づくり ○地域の生態系の維持・保全
諏訪地域	<ul style="list-style-type: none"> ○「人と生き物が共存する諏訪湖」をめざして ○変化に富んだ山岳・高原等の自然環境の保全 ○協働・連携による環境への負荷の低減
上伊那地域	<ul style="list-style-type: none"> ○生物多様性の保全と恵みの活用 ○自然エネルギーの活用と事業者の取組への支援 ○水環境の保全と景観育成
飯伊地域	<ul style="list-style-type: none"> ○太陽や水、そして森の恵みを活かした温暖化対策の推進 ○環境への負荷の少ない循環型社会の形成 ○豊かな南信州の自然と調和した魅力ある地域づくり
木曾地域	<ul style="list-style-type: none"> ○水と緑のふるさと・木曾の豊かな環境の保全 ○自然と共生する持続可能な山里づくり ○循環型地域社会「美しい木曾」の創造
松本地域	<ul style="list-style-type: none"> ○山岳・高原の豊かな自然環境の保全 ○地域の協働で進める水環境の保全 ○地域特性を活かした温暖化対策
大北地域	<ul style="list-style-type: none"> ○北アルプス山麓の自然が育む豊かな環境の保全 ○豊かな自然の恵みを活かした活力ある地域づくり ○良好な生活環境づくりと県民総参加で進める環境保全活動
長野地域	<ul style="list-style-type: none"> ○自然と共生する持続可能な社会づくり ○パートナーシップによる地域環境活動の促進 ○都市と農山村との交流・連携による環境にやさしい地域づくり
北信地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ふるさとの自然を守り共生する地域づくり ○良好な生活環境の維持・保全 ○協働で進める自然エネルギーの活用と温暖化防止対策



実施施策のイメージ

各地域とも全ての施策を実施していきませんが、その中でも地域の環境特性に応じた主な項目を示しています。



1 佐久地域

<地域の環境特性>

- ・ 四方を国立・国定公園（上信越高原国立公園・秩父多摩甲斐国立公園・妙義荒船佐久高原国定公園・八ヶ岳中信高原国定公園）に囲まれ、豊かな自然環境が保たれています。

この豊かな自然環境から、国際的な避暑地の軽井沢をはじめ、森林セラピー基地や多くの保健休養地が形成されるとともに、小諸城址や龍岡城五稜郭など様々な史跡や美術館等文化的施設も保存・整備され、高原の観光エリアとして、人々の交流と安らぎの場となっています。

- ・ 千曲川の最上流に位置し、きれいで豊かな流水と地下水に恵まれ、その水はコイ・フナなどの地域資源も育てています。
- ・ 豊かな森林資源にも恵まれていることから、県下最大のカラマツ資源を利用するとともに、オフセット・クレジット*制度による県有林での二酸化炭素吸収量の認証を受けるなど、二酸化炭素の吸収源としての森林の利用も行われています。
- ・ 日照時間の長さを活かした太陽光発電や豊富な水を利用した小水力発電など、自然エネルギーの活用の可能性を有しており、太陽光発電の共同利用事業や家庭への普及の取組が行われています。
- ・ 大気環境については、春から夏にかけての関東地方からの移流による、いわゆる光化学スモッグの原因となっている光化学オキシダントの一時的な上昇を除いて、良好な状況にあります。



千曲川源流（川上村）

<実施施策>

（1）協働で進める自然エネルギー等の普及

- ・ 冷涼で長い日照時間という太陽光発電に有利な立地条件を活かし、大規模施設の誘致や家庭での普及促進を進めます。また、豊かな水資源を活かした小水力発電についても研究を行います。
- ・ 官民が協働し、「1村1自然エネルギープロジェクト」を進め、佐久地域の特性を活かした自然エネルギーの普及や地域づくりを推進します。
- ・ 「環境フェアin佐久」などの種々の催しを通して、自然エネルギーの利用促進や省エネルギーの実践について普及啓発を進めます。



太陽光発電施設（佐久合同庁舎等）

- ・ 林業・木材産業の振興を図るとともに、「森林（もり）の里親制度」やオフセット・クレジット制度の活用を進め、森林づくり県民税による間伐などを促進することにより、二酸化炭素の吸収源としての健全な森林づくりを推進します。
- ・ 資源の保全と活用を両立させ、さらに、循環型社会の確立により、持続可能でエネルギー自給型の「サステナブル・エコロジーエリア」へと発展させます。



森林の里親契約による間伐作業（南相木村）

（2）高原の保養・観光エリア「佐久」の豊かで美しい自然環境の保全

- ・ 千曲川源流トレッキングや水辺観察会などを通じて、水環境に関する環境学習・保全活動を推進します。
- ・ 恵まれた自然環境や農山村の生活文化などの地域資源を活かした都市と農山村との交流・連携による環境にやさしい新たな地域づくりやライフスタイルを発信します。
- ・ 国立公園をはじめとする優れた自然環境の保全の推進や、自然環境に根ざした伝統文化や農林水産物などの地域資源の活用により、観光の振興に寄与します。
- ・ 地域農産物を活かした地産地消の取組や化学合成農薬・化学肥料を低減する取組を支援し、環境と共生する農業・農村づくりを目指します。
- ・ 住民主体による景観育成住民協定の締結を支援するなど、環境と調和した美しい景観づくりを進めます。

（3）地域の環境リスクへのきめ細かい対応

- ・ 光化学オキシダントの状況について、常時監視を行うとともに、地域への啓発を図り、健康被害の未然防止に努めます。
- ・ 水質汚濁事故を防止するため、工場事業者の排水処理施設の適正な管理を指導するとともに、灯油等の流出防止、農薬の適正使用などを周知・徹底します。
- ・ 不法投棄などの廃棄物の不適正処理を未然に防止できるよう、監視の充実を図るとともに、廃棄物処理施設の適正な維持管理の指導に努めます。

（4）貴重な地域の財産である水資源の保全

- ・ 千曲川の上流域として、森林整備などにより水源涵養^{かん}に努めるとともに、きれいで豊かな流水の保全に取り組みます。
- ・ 市町村と連携・協力し、豊富で良質な地下水の保全に取り組みます。
- ・ 「環境フェア in 佐久」などの種々の催しを通して、清流や地下水が貴重な地域の財産であり、保全していかなければならないことを啓発します。



環境フェア in 佐久

2 上小地域

<地域の環境特性>

- ・ 千曲川の中流部に位置し、地域の中央部を千曲川が東西に流れています。
- ・ 気候は、昼と夜の気温較差が大きい典型的な内陸性気候で、晴天の日が多く、全国的にも降水量が少ない地域であり、溜め池が多数あります。
- ・ 根子岳・四阿山山麓に広がる菅平高原、湯ノ丸山・烏帽子岳・籠ノ登山山麓に広がる湯の丸高原は、上信越高原国立公園に属し、夏の冷涼な気候と冬の良質な雪に恵まれ、スポーツのメッカとして、また、高原野菜の産地、高山植物の宝庫として知られています。

松本地域との境に位置する標高2,000mに達する美ヶ原高原は、八ヶ岳中信高原国立公園に指定されており、雄大な眺望と四季折々の自然を楽しむことができます。

- ・ 里山には、アカマツ・カラマツなどの針葉樹とコナラなどの広葉樹が混ざり合い、木材生産や山菜、きのこ採取の場として古くから地域の人々と深い関わりのある場所となっています。



八ヶ岳中信高原国立公園

- ・ 「信州の鎌倉」と呼ばれる塩田平周辺には、鎌倉時代に造られた国宝や重要文化財の仏閣など歴史的文化遺産が豊かな自然の中に点在し、周辺の田園風景と調和を保っています。
- ・ 保養と健康づくりの場として温泉も多く存在し、人々の安らぎの場となっています。

<実施施策>

(1) 多彩な自然環境を活かした魅力ある地域づくり

- ・ 上信越高原国立公園や、地域内で9箇所指定されている郷土環境保全地域など、特色のある優れた自然環境の保全を推進します。
- ・ 高原のさわやかな自然環境、上田城跡・海野宿などの歴史的文化遺産、溜め池・棚田などの農村景観といった多彩な地域資源を活かし、美しい景観の創出を推進します。また、これらの資源を活かしたエコツーリズムなどの普及を促進し、地域の魅力を発信します。
- ・ 稲刈り等の農村生活を体験できるメニューを提供するなど、都市や国内外の若者との交流を通じて農村の活性化を図ります。

(2) 環境への負荷の少ない住み良い地域づくり

- ・ 松くい虫対策など健全な森林づくりを進め、地域材の安定供給や利用促進を図るとともに、二酸化炭素の吸収や水源涵養^{かん}など森林の有する公益的機能の維持・増進を図ります。
- ・ 化学肥料や化学合成農薬の使用量を低減した環境にやさしい農業を推進するほか、環境と調和した農村づくりを進めます。
- ・ 下水道施設の持続的な管理・運営や、総合的な生活排水対策の推進により、千曲川などの河川の水質浄化を図ります。
- ・ 市町村や住民と連携して廃棄物の適正処理、ごみの減量化・再資源化などを進めることにより、循環型社会の形成を図ります。
- ・ 上小地域の環境特性を活かした太陽光発電・小水力発電など自然エネルギーの地産地消を促進するとともに、省エネ活動の支援を進めます。
- ・ 水源林及び水資源は、住民共有の貴重な財産であることから、市町村と役割分担しながら、それらの保全対策を推進します。

(3) 地域の生態系の維持・保全

- ・ 地元の住民等と連携して、オオルリシジミなど希少野生動植物の保護回復や美ヶ原高原における在来植生の回復に取り組むとともに、外来生物対策を進めるなど、健全な生態系の保全に努めます。
- ・ 水辺観察会開催の支援を通して、水環境保全の意識高揚と実践活動の促進を図ります。
- ・ 景観に配慮した水辺空間の整備や、ボランティア活動の推進によるアレチウリ等の外来生物の除去などを進め、住民が水に親しむ環境整備を図ります。



希少野生動植物 オオルリシジミ



特定外来生物（アレチウリ）の駆除（東御市）



美ヶ原園地等自然再生プロジェクト(上田市)

3 諏訪地域

<地域の環境特性>

- ・ 東に八ヶ岳中信高原国定公園に属する山々が連なり、南には南アルプスを望み、諏訪湖を取り巻く地域と八ヶ岳の山麓に広がる地域から成り立っています。
- ・ 諏訪湖周地域は、有数の工業地域として都市化が進展しましたが、このため産業排水や生活排水の影響でアオコ*が発生するなど諏訪湖の汚染が進みました。

浄化対策に取り組んだ結果、湖沼の汚濁状況の指標である全リン*については、平成18年度以降環境基準が達成され、COD・全窒素*についても改善傾向が見られるなど、諏訪湖の水質は中長期的には改善の方向にあります。また一方で、水草のヒシの大量繁茂や湖底の貧酸素の拡大といった新たな課題が生じています。

- ・ 広大な裾野が広がる八ヶ岳山麓地域は、夏期の冷涼な気象条件を活かした農業が営まれています。昭和30年代からは蓼科高原を中心に別荘地開発などが進みました。現在では白樺湖から富士見高原を経て山梨県に至る一大リゾート地帯となっており、自然との均衡がとれた開発が求められています。
- ・ 霧ヶ峰高原は中世からの採草や放牧などによって広大な半自然草原*が形成され、そこに八島ヶ原湿原をはじめとする高層湿原と樹叢そうが点在する貴重な自然環境や景観が形成されました。しかし、昭和30年代半ばを境として本格的な採草や放牧などの農業利用がされなくなり、草原の森林化や湿原の乾燥化、ニホンジカによる高山植物等の被害といった大きな変化が進んでいます。

<実施施策>

(1) 「人と生き物が共存する諏訪湖」をめざして

- ・ 諏訪湖水質保全計画に基づき、工場・事業場等の排出源対策や生活排水対策に加え、市街地・農地・山林からの流出水対策、水草（ヒシ）の除去など総合的な対策を実施することにより、諏訪湖の浄化対策を推進します。
- ・ 諏訪湖が抱える様々な課題を解決し地域を活性化するため、住民・事業者・行政などからなる諏訪湖環境改善行動会議を設立し、行政と民間が連携を強め協働して取り組みます。
- ・ 諏訪湖の水辺整備に関するマスタープランなどに基づき、湖畔の整備を行い、自然豊かな水辺の再生と多様な生物の生息環境の向上に努めます。



諏訪湖のヒシ除去活動

- ・ 水辺観察会等の環境学習や水辺に親しむ機会の提供などによる上流地域としての意識の向上や、住民との協働による環境美化等を進めます。
- ・ 諏訪湖に流入する各河川において、アレチウリ等外来種の駆除など、住民と協力し生態系の保全に努めます。



諏訪湖クリーンフェスティバル
(親子ミジンコ観察会)

(2) 変化に富んだ山岳・高原等の自然環境の保全

- ・ 霧ヶ峰の植物相などに関する調査結果に基づき「自然再生推進計画」を策定し、霧ヶ峰自然環境保全協議会が中心となって、住民・事業者・行政などが連携して、霧ヶ峰の自然を保全、再生する取組を進めます。
- ・ ニホンジカによる八ヶ岳・霧ヶ峰等における高山植物や希少種などの食害が深刻化していることから、行政と民間の協働による侵入防止柵の設置のほか、ニホンジカの捕獲等の取組を推進します。
- ・ グリーン・ツーリズムやエコツーリズムの推進などにより、旅行者等に豊かな自然を体験する機会を提供し、地域経済の活性化を図るとともに、自然保護活動への参加主体の拡大に努めます。



霧ヶ峰のニッコウキスゲ群生地を守る侵入防止柵（電気柵）



八島ヶ原湿原における侵入防止柵（金柵）

(3) 協働・連携による環境への負荷の低減

- ・ 住民・事業者・行政などが協働・連携し、地域資源を活用した自然エネルギーの普及を推進します。
- ・ 家庭の省エネ診断や地球温暖化防止活動推進員による啓発等、地球温暖化を防止するための取組を、住民・事業者・行政などが連携して進めます。
- ・ 優れた技術力を有する事業者の産業集積を活かした産学官の連携により、環境保全のための高度な技術の形成を推進します。

4 上伊那地域

＜地域環境特性＞

- ・ 南アルプス西部には、中央構造線が直線的な地形として現れ、日本列島の土台となった付加体*の様子や山脈の成り立ちを見ることができ、日本ジオパーク*に認定されています。
- ・ 中央アルプス・塩嶺王城・三峰川水系・天竜小渋水系の各県立自然公園を有し、また、光前寺や羽広、権兵衛峠が郷土環境保全地域に指定され、郷土的・歴史的な景観が保全されています。
- ・ 辰野のホタル発生地・中央アルプス駒ヶ岳・高遠のコヒガンザクラ樹林などの県天然記念物のほか、コマウスユキソウ・ミヤマシジミなど貴重な動植物が生息し、生物の多様性が保全されています。
- ・ 野生動物の高山帯等への分布拡大やアレチウリなどの特定外来生物の侵入により、従来の生態系とは異なる変化が懸念され、人々の暮らしにも影響が及んでいます。
- ・ 伊那市西箕輪地区が県下で初めて景観育成特定地区*に指定され、また、天竜川が形づくる河岸段丘に美しい山林や田園地帯が広がり、豊かな自然を活かした小水力発電や太陽光、バイオマスエネルギーなど自然エネルギーの活用に向けた取組が進められています。

＜実施施策＞

(1) 生物多様性の保全と恵みの活用

- ・ 南アルプスにおけるジオパーク活動、ユネスコエコパーク*登録及び世界自然遺産*登録に向けた取組を支援します。
- ・ 自然公園の保護と適正な利用を確保するとともに、自然保護レンジャーによる活動や多様な団体との交流等を通じ、希少野生動植物の保護や自然の恵みの活用など、生物多様性に係る意識の啓発を推進します。
- ・ 野生鳥獣による被害を防ぐため、動態調査を進めるとともに、狩猟者・農業従事者が連携した地域ぐるみの捕獲など、総合的な野生鳥獣対策を推進します。
- ・ 多様な森林の造成などにより、水源涵養機能や二酸化炭素吸収源の増進に努めます。
- ・ 地域資源を活かした観光振興や交流を深めるため、南アルプス国立公園・中央アルプス県立自然公園などの優れた自然環境の維持・管理を支援します。



南アルプスジオパークガイド



自然保護レンジャー

(2) 自然エネルギーの活用と事業者の取組への支援

- ・ 上伊那地域自然エネルギー普及協議会等の活動を支援し、小水力や太陽光など自然エネルギーの導入や利用の促進を図ります。
- ・ 環境負荷の小さい燃料である木質ペレット*の普及等を図るなど、バイオマスを活用した再生可能エネルギーの導入を促進します。
- ・ 加工組立型の産業が集積していることから、環境保全のための技術力の向上や、生産過程における環境負荷の削減に対する支援を推進します。



侵入防止柵（防護ネット）設置



小水力発電（伊那市）



ペレットストーブ

(3) 水環境の保全と景観育成

- ・ 地域を潤す良質で豊富な水資源の保全対策を推進します。
- ・ 良好な水環境を保全するため、下水道などによる生活排水の処理を促進するとともに、水質の常時監視や廃棄物の適正処理・再資源化などを推進します。
- ・ 農業用水路、溜め池などの整備に関し、身近な自然にふれあうことができるよう、生態系や景観に配慮した方法での施工を推進します。
- ・ 景観育成特定地区などにおける地域の美化や景観づくりに関する住民主体の活動を支援し、協働による地域づくりを推進します。



特定外来生物(アレチウリ)の駆除(伊那市)

5 飯伊地域

<地域の環境特性>

- ・ 南アルプス国立公園・中央アルプス県立自然公園・天竜奥三河国定公園・天竜小渋水系県立自然公園といった多くの自然公園を有し、東西に赤石山脈と木曾山脈がそびえ、その中心を天竜川が南北に貫流して河岸段丘を形成するなど、多様な地形と自然環境に恵まれています。
- ・ 赤石岳や聖岳といった3,000m級の主峰群から光岳など2,000m級の峰々までを有する奥深く変化に富んだ南アルプス南部の山岳地帯は、ライチョウの世界的な生息南限地域であり、また、ハイマツの国内生育南限地域であるなど、豊かな自然の中で貴重な動植物が育まれています。



天竜奥三河国定公園



希少野生動植物 ササユリ

- ・ 豊かな自然環境に恵まれ、ササユリ・ヤシャイノデ、ブッコウソウなどの希少野生動植物が数多く生息しています。



希少野生動植物
ブッコウソウ (天龍村)

- ・ 地域版環境プログラム（南信州いいむす21）を推進する地域ぐるみ環境ISO研究会などにより、各事業所の環境問題への取組支援が行われています。
- ・ 市町村と電力会社が共同で設置する事業用太陽光発電所、住民の出資協力を得た太陽光発電事業など、地域の取組による温暖化対策が展開されています。



メガソーラーいいだ (飯田市)

＜実施施策＞

（１）太陽や水、そして森の恵みを活かした温暖化対策の推進

- ・ 化石燃料エネルギーの代替手段として太陽光・小水力・バイオマスなどの自然エネルギーの導入に適した地域特性を活かし、その利用促進を図ります。
- ・ 日照時間が長いという当地域の特性を活かした個人宅における太陽光発電の取組などの自然エネルギー活用について、民間の先進的な取組と連携しつつ、研究や普及啓発を進めます。
- ・ 成熟した森林の計画的な整備と地域の木工加工施設の整備及び水平連携を進め、木質バイオマスやペレットストーブの利用促進及び県産材を活用した品質の高い製材品の安定供給の取組を支援します。

（２）環境への負荷の少ない循環型社会の形成

- ・ 南信州レジ袋削減推進協議会のこれまでの先進的な取組を活かしつつ、更に容器包装削減の取組を進め、これらをきっかけとして廃棄物の削減などへの意識向上に努めます。
- ・ 廃棄物の排出抑制・再資源化の推進を図るとともに、廃棄物の適正処理の推進、不適正処理の早期解決に努めます。また、阿智処分場用地の適正な管理に努めます。
- ・ 浄化槽の整備等により生活排水処理を促進し、河川の浄化を進めるなど、良好な生活環境の保全に努めます。



南信州レジ袋削減取組店

（３）豊かな南信州の自然と調和した魅力ある地域づくり

- ・ 自然公園の安全で快適な利用を促進するとともに、自然保護活動団体と連携して希少野生動植物の保護に努め、優れた自然環境の保全を推進します。
- ・ 野生鳥獣による農作物や森林の被害を低減するため、侵入防止柵の設置、捕獲機材の導入、捕獲対策、ジビエ料理の普及など野生鳥獣被害対策を総合的に推進します。
- ・ 環境と調和の取れた農業に取り組む農業者（エコファーマー）を支援することで、農業における環境意識の向上を推進します。



侵入防止柵（金柵）

6 木曾地域

<地域の環境特性>

- ・ 県立自然公園に指定されている、西部の御嶽山と東部の木曾駒ヶ岳を主峰とする中央アルプス一帯に囲まれた木曾地域は、開田高原・木曾駒高原のほか、水木沢天然林・赤沢自然休養林、阿寺溪谷・柿其溪谷など、多くの自然に恵まれた緑豊かな地域です。
- ・ 地形は急峻で変化に富んでおり、地域面積の93%を森林が占めています。年間降水量は、南部・西部で2,000mmを上回り、御嶽山では3,000mmを超えています。
- ・ 旧中山道に沿って福島関所や妻籠宿などの歴史的文化遺産が地域の人々の生活の中で継承され、自然と調和した景観を形成しています。
- ・ 木曾川源流地域として中京方面に飲料水、農業・工業用水を供給するほか、水力発電により、中京・関西方面へ電力供給するなど、重要な役割を担っています。
- ・ 空気が澄み、夜空の美しい利点を活かして、学術研究機関による天体観測が行われています。



御嶽山（田の原天然公園）

<実施施策>

(1) 水と緑のふるさと・木曾の豊かな環境の保全

- ・ 水源地域として中京圏など木曾川下流域との交流を通じて、ともに森林と水源に関する理解を深め、「水と緑のふるさと」にふさわしい豊かな環境の保全に取り組みます。
- ・ 植樹・下刈り・間伐等の森林整備を行い、二酸化炭素の吸収、水源の涵養など森林の公益的機能の増進を図ります。
- ・ 特定外来生物駆除の啓発をするとともに、草刈りなどによる水辺景観の保全に取り組みます。
- ・ 公共下水道などによる生活排水の適正な処理を進めるとともに、下水道などの処理が困難な地域については浄化槽の整備を推進します。



上下流交流事業（植樹作業、木曾町）



小水力発電推進シンポジウム（上松町）

(2) 自然と共生する持続可能な山里づくり

- ・ 小水力・太陽光・木質バイオマスなどの自然資源を活用して、地域に賦存する自然エネルギーの利用を推進します。
- ・ 森林セラピー基地「赤沢自然休養林」や木曽川の源流「水木沢天然林」などを、豊かな森林資源を活かした癒しと健康づくりのモデルとして、自然とふれあう環境整備に取り組みます。
- ・ 地域住民・学校・町村などとの協働により、地域の自然環境を活かした環境学習を推進します。
- ・ 農林業における人材確保を図るほか、環境にやさしい農業の推進、野生鳥獣対策、生態系や景観に配慮した施設整備を推進します。
- ・ 関係団体や地域住民等と連携してフサヒゲルリカミキリなど、希少野生動植物の生息・生育環境の保全・回復に努めます。



あやめ池自然環境整備（木祖村）

(3) 循環型地域社会「美しい木曽」の創造

- ・ 木曽地域全町村が制定した「ポイ捨て禁止条例」に基づき、地域が一体となって環境美化に取り組み、美しいまちづくりを推進します。
- ・ ごみの分別と生ごみの堆肥化など地域全体で3 R活動の推進を図り、廃棄物による環境への負荷削減に努めます。
- ・ 「もったいない」を合い言葉に、物の価値を活かした無駄のないライフスタイルを木曽地域から発信します。



御嶽山清掃登山



なぎそねこ*（南木曽町）

7 松本地域

<地域の環境特性>

- ・ 日本の屋根と呼ばれる北アルプスと美ヶ原高原に囲まれた松本盆地を中心に、上高地・乗鞍高原・高ボッチ高原・聖高原等の高原、梓川・奈良井川・穂高川等の清流など、豊かな自然環境に恵まれています。
- ・ 地域の西側は中部山岳国立公園に、東側は八ヶ岳中信高原国定公園に属し、また、一部が中央アルプス県立自然公園・塩嶺王城県立自然公園、聖山高原県立自然公園に含まれ、優れた風景地として保護され、また、利用されています。
- ・ 国営アルプスあづみの公園（堀金・穂高地区）や県営烏川渓谷緑地が整備され、自然環境と調和した公園として利用が図られています。
- ・ 安曇野をはじめ、北アルプスのふもとに広がる田園・果樹園・屋敷林などの山岳を遠景とした情緒豊かな農村景観・沿道景観が広がっています。
- ・ 豊富で清澄な地下水や湧水は、わさび栽培や養魚などの産業を支えるとともに、安曇野わさび田湧水群・まつもと城下町湧水群などの名水として、観光資源にもなっています。



北アルプス

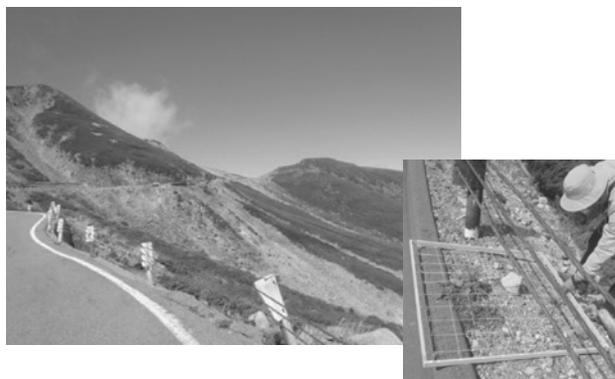


美ヶ原高原

<実施施策>

(1) 山岳・高原の豊かな自然環境の保全

- ・ 自然公園における利用と保全の調和を図るため、公園施設の整備や維持管理を進めるとともに、地元関係者と連携して乗鞍岳・上高地のマイカー規制などの取組を推進します。
- ・ 北アルプスなどの優れた山岳環境を保全するため、山小屋トイレのし尿処理方法の改善を進めるとともに、山岳関係者の協力による登山道の維持・補修を図ります。



マイカー規制が行われる県道乗鞍岳線と沿線での植生モニタリング調査

- ・ ニホンジカ植生被害対策・外来植物侵入対策など、高山帯における在来植生の維持回復活動を地域住民や関係行政機関等が連携して進めます。
- ・ 上高地のケショウヤナギのように固有な環境の中で生息する動植物の保護など、生物多様性を確保するための取組を進めます。



美ヶ原高原での侵入防止柵（電気柵）設置・ササ刈り

（２）地域の協働で進める水環境の保全

- ・ 賦存量の減少や水位の低下が指摘されている地下水などの水資源を保全するための取組を広域的に進めます。
- ・ アレチウリやオオカワヂシャのように生態系に影響を及ぼす特定外来植物の駆除活動など、水辺環境を保全するための住民による主体的な取組を促進します。
- ・ ごみの不法投棄から河川などを保全するため、住民・事業者・行政が協働で美化活動を進めます。



安曇野の清流

（３）地域特性を活かした温暖化対策

- ・ 民間団体などとの協働により、自然エネルギーの普及拡大に向けた研究を進めます。また、太陽光・小水力・木質バイオマスなどの地域資源を活用した自然エネルギーの利用を促進します。
- ・ 地域ぐるみの取組として節電・省エネ活動を推進するなど、温室効果ガスの排出抑制を図ります。
- ・ 健全な森林づくりを進め、二酸化炭素吸収源などとしての森林の機能の維持を図ります。



太陽光発電施設（松本合同庁舎）

8 大北地域

<地域の環境特性>

- ・ 雄大な北アルプス、豊かな水をたたえる仁科三湖、姫川や高瀬川の清流、山麓に連なる森林など、多彩で豊かな自然に恵まれています。気候は全般に冷涼で、南部は少雨の内陸性気候、北部は全国有数の豪雪地帯です。
- ・ 北アルプスの一部は中部山岳国立公園に、小谷村の北東部は上信越高原国立公園に属し、姫川源流(白馬村)・唐花見湿原(大町市)・角間池(小谷村)の3箇所が県自然環境保全地域に指定されています。
- ・ 白馬岳・五竜岳・鹿島槍ヶ岳等の後立山連峰や、雨飾山など数多^{あまた}の名峰を擁し、山麓に広がる数多くのスキー場・温泉など、自然環境の恵みを活かした豊富な観光資源を有しています。また、山岳、河川・湖沼、田園などが美しい景観を織り成しています。
- ・ 高山植物の種類が豊富で固有種・希少種も多い白馬連山高山植物帯を擁しています。また、特別天然記念物のライチョウや、白馬村固有の種であるハクバサンショウウオなど貴重な動物が生息しています。
- ・ 郷土環境保全地域に指定されている国宝仁科神明宮をはじめ、有形無形の多様な文化財が受け継がれています。
- ・ 北アルプスなどの山岳や森林に育まれた豊かで清らかな水に恵まれ、姫川源流湧水が名水百選に、雨飾山湧水が信州の名水・秘水に選定されています。こうした豊富な水資源を活かして古くから水力発電が行われてきましたが、近年、自然エネルギーに関する関心が高まる中で、町川発電所(大町市)・大町新堰発電所(東京電力)など農業用水を活用した先進的な小水力発電所が開設されています。

<実施施策>

(1) 北アルプス山麓の自然が育む豊かな環境の保全

- ・ 中部山岳国立公園や上信越高原国立公園において、国や市町村と連携して、法に基づく行為規制等自然公園としての適正な管理に努め、我が国を代表する山岳など豊かな自然環境の保全を図ります。
- ・ 北アルプスなどの山岳や森林が育む豊かな水資源の保全を図るため、市町村と連携して、水源林の保安林指定や公有林化等の保全の在り方について早期に検討し、対策を講ずるとともに、地下水の^{かん}涵養を促進します。



八方尾根植生回復事業(白馬村)

- ・ 北アルプスにおけるニホンジカ等の野生鳥獣の高山帯への侵出による食害などにより、ライチョウの生息環境の悪化が懸念されており、調査や植生復元など保護回復のための取組を進めます。
- ・ 自然保護レンジャー・自然観察インストラクターの活動や、市立大町山岳博物館等の学習拠点と連携した講座の開設などを通じて、自然環境保全に関する啓発を進めます。
- ・ 森林による水源の涵養・土砂災害防止・保健休養などの公益的機能が十分に発揮できるよう、適正な間伐と森林の有効活用を進めます。

(2) 豊かな自然の恵みを活かした活力ある地域づくり

- ・ 市町村や土地改良区などと連携して農業用水を活用した小水力発電を導入します。
- ・ 太陽光発電や木質バイオマスなど様々な自然エネルギーの普及拡大に向けて、市町村と連携して公共施設等における率先的な導入を推進するとともに、地域における民間事業者の事業化を促進し、エネルギーの地産地消の実現を図ります。
- ・ 豊かな自然や優れた景観などを保全するとともに積極的に情報発信し、国内外から多くの旅行者が訪れる、体験型・滞在型観光の取組を進めます。
- ・ 優れた農畜産物等を認証する「北アルプス山麓ブランド」の活用や体験型農業の推進など、地域の特性を活かした先導的な取組により、農林業振興や都市・農山村交流を進めます。
- ・ ニホンザルやツキノワグマなどの野生鳥獣による被害を防ぐため、防除・生息環境・捕獲の対策を進めます。



固定価格買取制度を利用した
太陽光発電施設（大町市）

(3) 良好な生活環境づくりと県民総参加で進める環境保全活動

- ・ 河川・湖沼や地下水の水質の監視を行うとともに、下水道の普及や浄化槽の適正な管理により生活排水の適正処理を進め、水質の一層の改善を図ります。
- ・ 二酸化窒素や光化学オキシダントなど大気の常時監視を行うとともに、空間放射線量の測定を行い、住民の安心の確保に努めます。
- ・ 仁科三湖や身近な河川での水辺観察会や美化活動などを通じて、水環境保全に対する啓発や美しい水辺空間の保全に努めます。
- ・ 日常生活の中での省エネルギーなど温室効果ガスの排出抑制のための取組について啓発を進めるとともに、長野県地球温暖化対策条例の適正な執行などを通じて地球温暖化防止の取組を進めます。
- ・ 県民や地域の様々な団体と連携して、ごみの減量化やリサイクルを促進するとともに、廃棄物に関する監視指導を徹底し、不適正処理や不法投棄の防止に努めます。



水生生物観察会
（白馬村）

9 長野地域

<地域の環境特性>

- ・ 千曲川と犀川が合流する善光寺平を中心に、等高線に沿うよう緑に彩られた田園地帯・果樹地帯、そして亜高山帯の山地が広がっています。
- ・ 周辺部には上信越高原国立公園に位置する飯綱高原・戸隠連峰、黒姫高原・野尻湖、峰の原高原を望み、また、聖山高原県立自然公園と1箇所の自然環境保全地域、6箇所の郷土環境保全地域を有し、豊かな自然環境に恵まれています。

いずれの地域も、市街地と公園区域の間を結ぶ里山を含め、四季折々の自然と身近にふれあえる環境にあります。

- ・ 新幹線や高速道路など高速交通網が整備され、首都圏との時間的距離が短縮されました。高度な都市機能を有する市街部と、ふるさとの自然が残る周辺農山村部との間で、調和のとれた地域づくりをいかに進めるかが課題となっています。
- ・ 田毎の月で有名な姨捨の棚田などでは、景観の保全に配慮した農業生産活動が行われています。



姨捨の棚田（千曲市）

<実施施策>

(1) 自然と共生する持続可能な社会づくり

- ・ 傾斜地を流れる豊かな水流を利用した小水力発電、間伐材や未利用材を活用した木質バイオマス発電など、環境と調和した自然エネルギーの普及に努めます。



太陽光発電屋根貸事業（須坂市）



森林の間伐作業（長野市）

- ・ 成熟しつつある森林の整備を進め、二酸化炭素の吸収や水源涵養^{かん}など森林の持つ公益的機能増進を図ります。
- ・ 生ごみの堆肥化や農産物系廃棄物などのエネルギー資源化を目指し、ごみの減量化に努めます。
- ・ 野尻湖の新たな湖沼水質保全計画を策定し、水質保全対策を実施します。
- ・ 下水道の整備・合併浄化槽の普及などの生活排水対策を推進し、水環境の保全を図ります。

(2) パートナーシップによる地域環境活動の促進

- ・ 事業者や住民との協働により、レジ袋削減・マイバッグ持参の普及に努めるとともに、食品産業・観光産業などと連携し、「食べ残しを減らそうキャンペーン」を実施します。



野尻湖クリーンラリー



特定外来生物（アレチウリ）の駆除（長野市）

- ・ せせらぎサイエンス等の水辺観察会や、「信州環境フェア」などを通じ、子どもたちに環境に関する学習機会を提供します。
- ・ アレチウリの駆除など住民・行政一体となった河川環境整備を継続するとともに、ごみの不法投棄防止パトロールを進めます。
- ・ 住民組織やNPO等地域の多様な担い手と協働し、森林整備や野尻湖の水質浄化対策を進めるなど、パートナーシップによる環境保全活動を推進します。

(3) 都市と農山村との交流・連携による環境にやさしい地域づくり

- ・ 上信越高原国立公園を中心とした優れた自然環境や農山村の生活文化など様々な観光資源を活かして、グリーン・ツーリズムや森林セラピー等、体験型や滞在型の観光の推進を図ります。
- ・ 棚田オーナー制度・りんごオーナー制度など、都市住民と地元農業者との結び付きを強化し、生産基盤の確保に併せて景観や環境の保全の推進を図ります。
- ・ 歴史ある町並みや、豊かな自然環境、伝統文化など、都市部・農山村部それぞれの地域が有す資源を活かし、環境と調和した個性あふれるまちづくりを進めます。

10 北信地域

<地域の環境特性>

- ・ ほぼ中央を千曲川が流下し、東は上信越高原国立公園の三国山脈に、西から北にかけては関田山脈に囲まれた自然豊かな地域です。高社山を境に北部は日本有数の豪雪地帯となっています。
- ・ 上信越高原国立公園の中心を占め、ユネスコエコパークにも指定されている志賀高原には、高層湿原など貴重な生態系が残り、鍋倉高原やカヤの平高原にはブナの原生林が広がっています。また、亜高山性植物や天然林が残る鳥甲山は県自然環境保全地域に指定されています。
- ・ 唱歌「故郷」にうたわれた心安らぐ原風景が広がる高社山麓・千曲川下流域は、景観育成重点地域*に指定されているほか、福島新田や八ヶ郷用水に象徴される農村文化が守り継がれています。
- ・ 十三崖のチョウゲンボウ繁殖地や黒岩山のギフチョウとヒメギフチョウの混生地、志賀高原石の湯のゲンジボタル生息地が国の天然記念物に指定され、また、飯山市には指定希少野生動物植物であるオオルリシジミが生息しています。これらの貴重な生物を守るため、地域の人々による保護活動が行われています。
- ・ 龍興寺清水（平成の名水百選）、谷巖寺の井戸「延命水」・北野天満温泉湧水（信州の名水・秘水）など豊かな水資源が大切に保全されています。



ユネスコエコパークに指定されている志賀高原



希少野生動物植物 オオルリシジミ

<実施施策>

(1) ふるさとの自然を守り共生する地域づくり

- ・ 自然保護レンジャーや地域の関係団体との連携を深め、自然公園の適正利用による自然保護活動やオオルリシジミなど希少野生動物植物の保護回復活動を支援します。
- ・ 千曲川や高社山の眺望を背景に水田や果樹園、菜の花畑が広がるふるさとの景観を育成するため、住民主体による取組を推進するとともに、心安らぐ棚田や水辺景観の保全を図ります。
- ・ 生態系に大きな影響を及ぼすアレチウリなどの特定外来生物に関する啓発を行い、関係機関や住民との協働による駆除活動を推進します。

- ・ 自然観察インストラクターによる水辺観察会や自然観察会を開催するとともに、環境学習の場としてユネスコエコパークを積極的に活用するなど、自然とふれあう学習機会の提供に努めます。
- ・ 北陸新幹線飯山駅の開業を新たな契機として、森林セラピー・エコツーリズムなど地域の豊かな自然や歴史文化を活かした体験型観光を推進します。



菜の花公園 (飯山市)



福島新田の田植え体験 (飯山市)

(2) 良好な生活環境の維持・保全

- ・ 遊休荒廃地の解消や里山の整備、地域ぐるみで行う農業用水などの維持管理を進め、農山村の多面的機能の維持・発揮に取り組みます。
- ・ 「信州の環境にやさしい農産物認証制度」の認定取得を支援するなど、化学肥料や化学合成農薬の使用量を削減した持続可能な農業を推進します。
- ・ ツキノワグマ・イノシシなど野生鳥獣による農林業等への被害を防止するため、集落ぐるみによる捕獲対策・防除対策・生息環境対策を推進します。
- ・ 市町村と連携して豊かな水資源の保全対策を進めるとともに、下水道への接続や浄化槽の普及に努め、良好な水環境の保全を図ります。
- ・ 循環型社会の形成に向け、廃棄物の排出抑制など3Rを推進する気運を高めるとともに、事業者に対する監視指導を徹底し、廃棄物の適正処理を進めます。

(3) 協働で進める自然エネルギーの活用と温暖化防止対策

- ・ 太陽光・小水力・雪氷熱など地域特性を踏まえた自然エネルギーの普及を図り、自然エネルギーを活用した地域づくりを市町村や関係団体と協働で進めます。また、地域の基幹産業であるきのこ栽培から発生する使用済み培地*の有効活用や豊富な木質バイオマス資源の活用を進めます。
- ・ 地域木材の利用拡大や計画的な間伐を進め、地域経済の活性化と地球温暖化防止に貢献する森林づくりを推進します。
- ・ 家庭や事業所において省エネルギーに取り組む気運を高めるとともに、マイバッグの持参や、エコドライブ、アイドリングストップ運動などを地域ぐるみで推進します。

第6章 計画の推進体制等

第6章では、本計画に基づく施策が適正な進捗管理の下に、効果的に推進されるよう、計画の推進体制や評価の手法などについて示します。

1 計画の推進体制

- 計画の推進に当たっては、副知事を会長とし環境部を中心に関係部局で組織する環境管理推進委員会により、全庁的な取組を展開します。
- 信州豊かな環境づくり県民会議をはじめとして、あらゆる主体に計画に基づく取組を呼びかけ、多くの県民の行動・参加により、豊かな環境・持続可能な信州の実現を目指します。

2 進捗管理と評価

- 環境管理推進委員会において計画の進捗管理を行い、政策評価の手法により、達成目標の評価を毎年度行います。その結果を踏まえ、施策の見直しや改善などを行っていきます。
- 計画に基づく施策の進捗状況については、毎年度作成する「長野県環境白書」において公表し、長野県環境審議会へ報告します。

3 計画の見直し

- 社会状況や環境を取り巻く状況に大きな変化が生じた場合などは、計画期間中であっても、計画の見直しを行います。

参考資料

- 1 計画の概要
- 2 計画の策定経過等
- 3 審議会委員・専門委員
- 4 関係する条例・計画
- 5 長野県環境基本条例
- 6 達成目標一覧
- 7 用語解説
- 8 関連する図表等

1 計画の概要

第1章 計画の基本的考え方

1 計画策定の趣旨

長野県環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定する。

2 計画期間

平成25年度から平成29年度までの5年間

3 対象とする施策の範囲

- (1) 環境保全活動、環境教育並びに協働取組の推進
- (2) 地球温暖化対策・環境エネルギー政策
- (3) 廃棄物の発生抑制や適正処理、資源の循環利用
- (4) 水資源・水環境の保全や大気汚染の防止
- (5) 自然環境と生物多様性の保全及び持続可能な利用

第2章 現状と課題

1 参加と連携

○今日の環境問題は身近な生活環境から地球規模の問題まで多岐にわたるため、県・市町村、県民、事業者、関係団体など、あらゆる主体の参加と連携により、環境保全活動を幅広く推進する必要がある。

2 地球温暖化

○本県の平成21年度の温室効果ガス排出量は1,664万t-CO₂で、森林吸収量を加味すると、平成2年度比28%減である。家庭部門・業務部門で大幅に増加しており、この部分を中心に排出の抑制が求められている。

3 省エネルギー・自然エネルギー

○東日本大震災及び福島第一原発事故を契機として、省エネルギーの推進が急務となっている。また、平成24年7月には再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始され、自然エネルギーを活用したビジネスへの参入に対する取組が広がっている。

4 廃棄物の削減、適正処理

○大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とした社会経済システムやライフスタイルは見直されてきているが、発生抑制や再使用について十分とはいえず、改善の余地がある。

5 水環境・大気環境・化学物質等

○水資源やこれを涵養する水源林は将来の世代にわたる県民共有の貴重な財産だが、近年、地下水の大量取水による水位の低下や、目的不明な森林売買などによる水源への影響が懸念される。

6 放射線等

○福島第一原発の事故により、平成23年3月15日に長野市の空間放射線量は、0.107 μ Sv/hまで上昇した。その後、空間放射線量は事故前の水準に戻ったが、農産物や加工食品に対して不安を感じている県民もいる。

7 自然環境・生物多様性

○本県は、日本の中でも生物多様性の豊かな場所と考えられている。しかしながら、開発や過剰な捕獲・採取、里山の利用衰退、ニホンジカの分布拡大などにより、多くの動植物の生息・生育が脅かされている。

第3章 長野県の将来像 (概ね20年後)

参加と連携による環境保全

- 様々な主体によるパートナーシップが構築され、環境保全活動が推進されている。
- あらゆる世代に対する環境教育や体験の機会が創出されている。
- 大規模な開発事業等の実施に当たっては、環境への影響があらゆる角度から検証されている。

地球温暖化対策・環境エネルギー政策の推進

- 家庭や事業者など社会全体で省エネルギーが推進され、低炭素なまちづくりが進んでいる。
- 地域で使用するエネルギーは地域で生み出される再生可能なものへの転換が進んでいる。
- 森林整備や木材利用による二酸化炭素の吸収・固定化が進んでいる。

循環型社会の形成

- 廃棄物の廃棄に伴う環境への負担をできるだけ低減して、持続可能な「循環型社会」を形成している。
- 排出事業者や処理業者に対する監視指導により、廃棄物の適正処理が推進されている。

水・大気環境の保全

- 重要度の高い水資源及び水源林については、県や市町村などの公的管理のもとに、持続的な保全が図られている。
- 住民や事業者との協働により、河川・湖沼・地下水などの水質が高い水準で保全されている。
- 生活基盤を脅かすリスクに対しての常時監視を行い、有事の際には迅速な対応をとることができている。

自然環境の保全

- 世界的にみても重要な生物多様性の保全と利用が持続可能な形でなされている。
- 安全な環境のもとで、自然とふれあうことができる機会や施設が県内各地で確保されている。
- 多様な担い手により、地域や森林の状況に応じた効率的かつ効果的な森林づくりが推進されている。
- 環境負荷の少ない農業生産が行われ、農地等を守る共同活動により、美しい農村景観が形成されている。

第4章 計画期間中の目標と実施施策

基本テーマ

参加と連携で築く 豊かな環境・持続可能な信州



「*」は重点施策

第5章 地域別の特性と実施施策

<実施施策>

1 佐久地域

- (1) 協働で進める自然エネルギー等の普及
- (2) 高原の保養・観光エリア「佐久」の豊かで美しい自然環境の保全
- (3) 地域の環境リスクへのきめ細かい対応
- (4) 貴重な地域の財産である水資源の保全

2 上小地域

- (1) 多彩な自然環境を活かした魅力ある地域づくり
- (2) 環境への負荷の少ない住み良い地域づくり
- (3) 地域の生態系の維持・保全

3 諏訪地域

- (1) 「人と生き物が共存する諏訪湖」をめざして
- (2) 変化に富んだ山岳・高原等の自然環境の保全
- (3) 協働・連携による環境への負荷の低減

4 上伊那地域

- (1) 生物多様性の保全と恵みの活用
- (2) 自然エネルギーの活用と事業者の取組への支援
- (3) 水環境の保全と景観育成

5 飯伊地域

- (1) 太陽や水、そして森の恵みを活かした温暖化対策の推進
- (2) 環境への負荷の少ない循環型社会の形成
- (3) 豊かな南信州の自然と調和した魅力ある地域づくり

6 木曽地域

- (1) 水と緑のふるさと・木曽の豊かな環境の保全
- (2) 自然と共生する持続可能な山里づくり
- (3) 循環型地域社会「美しい木曽」の創造

7 松本地域

- (1) 山岳・高原の豊かな自然環境の保全
- (2) 地域の協働で進める水環境の保全
- (3) 地域特性を活かした温暖化対策

8 大北地域

- (1) 北アルプス山麓の自然が育む豊かな環境の保全
- (2) 豊かな自然の恵みを活かした活力ある地域づくり
- (3) 良好な生活環境づくりと県民総参加で進める環境保全活動

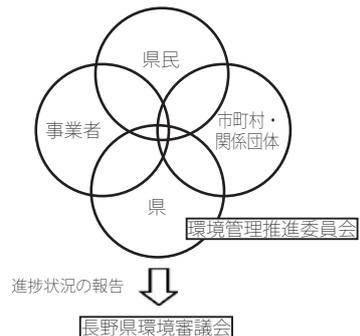
9 長野地域

- (1) 自然と共生する持続可能な社会づくり
- (2) パートナーシップによる地域環境活動の促進
- (3) 都市と農山村との交流・連携による環境にやさしい地域づくり

10 北信地域

- (1) ふるさととの自然を守り共生する地域づくり
- (2) 良好な生活環境の維持・保全
- (3) 協働で進める自然エネルギーの活用と温暖化防止対策

第6章 計画の推進体制等



参考資料

2 計画の策定経過等

(1) 策定の経過

開催年月日	区分	内容
平成 24 年 4 月 19 日	第 1 回 環境管理推進委員会幹事会	・現状と課題の整理 ・策定スケジュールの確認
4 月 24 日	第 1 回 長野県環境審議会	・諮問
6 月 18 日	第 1 回 環境基本計画策定専門委員会	・現状と課題の整理 ・第三次環境基本計画の構成の検討
9 月 18 日	第 2 回 環境基本計画策定専門委員会	・第三次環境基本計画 骨子（案）の検討
9 月 21 日	第 2 回 環境管理推進委員会幹事会	・第三次環境基本計画 骨子（案）の検討
11 月 13 日	第 4 回 長野県環境審議会	・専門委員会における検討状況の中間報告
12 月 20 日	第 3 回 環境基本計画策定専門委員会	・第三次環境基本計画 答申（案）の検討
平成 25 年 1 月 15 日	第 5 回 長野県環境審議会	・第三次環境基本計画 答申（案）の検討、承認
1 月 24 日	知事への答申	
2 月 8 日	部局長会議	・答申を受けた第三次環境基本計画の協議

(2) 県民等の意見聴取

開催年月日	内容
平成 24 年 5 月 11 日	・信州豊かな環境づくり県民会議幹事会にて意見聴取
10 月 12 日～ 10 月 31 日	・県下 10 地域での地域懇談会（10 地域で 295 名参加）
10 月 15 日～ 11 月 14 日	・第三次環境基本計画 骨子に対するパブリックコメント（15 件）
12 月 12 日～ 1 月 10 日	・第三次環境基本計画 答申（案）に対するパブリックコメント（1 件）

3 審議会委員・専門委員

(1) 長野県環境審議会委員 (任期 H22.11.19～H25.3.31)

区分	氏名	職名等	備考
委員	飯田 哲也	おひさまエネルギーファンド(株)代表取締役	
	泉山 茂之	信州大学農学部教授	
	浦野 邦衛	J A 長野中央会地域農政部長	H24.8.24 から
	太田 和夫	公募委員	
	亀山 章	東京農工大学名誉教授	
	栗田 たか子	環境カウンセラー	
	小松 富昭	公募委員	
	菅谷 昭	松本市長	
	高山 宏一	J A 長野中央会地域農政部長	H24.8.23 まで
	茅野 實	一般社団法人 長野県環境保全協会会長	会長代理
	土屋 龍一郎	(株) エムウェーブ代表取締役社長	
	中澤 朋代	松本大学総合経営学部専任講師	
	中村 寛志	信州大学農学部教授	
	羽田 健一郎	長和町長	
	林 和弘	飯伊森林組合代表理事組合長	
	平澤 和人	公募委員	
	平林 公男	信州大学繊維学部教授	
	藤縄 克之	信州大学工学部教授	会長
守屋 やす子	セイコーエプソン(株) C S 品質保証・環境推進部 (環境) 主事		
特別委員	大寺 伸幸	国土交通省北陸地方整備局企画部長	H24.11.5 まで
	木村 邦久	〃	H24.11.6 から
	城土 裕	林野庁中部森林管理局長	H24.8.6 まで
	鈴木 信哉	〃	H24.8.7 から
	佐々木 一英	国土交通省中部地方整備局企画部長	H24.9.5 まで
	田村 秀夫	〃	H24.9.6 から
	小沢 晴司	環境省長野自然環境事務所長	

※備考欄には、計画の諮問 (H24.4.24) 以降に委員の変更があった日付けを記載

(五十音、敬称略)

(2) 長野県環境基本計画策定専門委員

氏名	職名等	備考
加々美 貴代	NPO法人 やまぼうし自然学校代表理事	
笠井 雪子	環境カウンセラー	
栗田 たか子	環境カウンセラー	
高木 直樹	信州大学工学部教授	
茅野 實	一般社団法人 長野県環境保全協会会長	委員長代理
中澤 朋代	松本大学総合経営学部専任講師	
林 和弘	飯伊森林組合代表理事組合長	
平澤 和人	NPO法人 いいだ自然エネルギーネット山法師事務局長	
平林 公男	信州大学繊維学部教授	委員長
三村 英子	セイコーエプソン(株) CS品質保証・環境推進部(環境)主任	

(五十音順、敬称略)

4 関係する条例・計画

(1) 条例

条例名	公布日・番号
長野県環境基本条例	平成8年3月25日 長野県条例第18号
長野県環境影響評価条例	平成10年3月30日 長野県条例第12号
長野県地球温暖化対策条例	平成18年3月30日 長野県条例第19号
廃棄物の適正な処理の確保に関する条例	平成20年3月24日 長野県条例第16号
公害の防止に関する条例	昭和48年3月30日 長野県条例第11号
長野県流域下水道条例	昭和54年3月5日 長野県条例第11号
長野県水環境保全条例	平成4年3月19日 長野県条例第12号
長野県豊かな水資源の保全に関する条例	平成25年3月公布予定
長野県立自然公園条例	昭和35年7月18日 長野県条例第22号
長野県自然環境保全条例	昭和46年7月13日 長野県条例第35号
長野県希少野生動植物保護条例	平成15年3月24日 長野県条例第32号

(2) 計画

①上位計画

計画名	計画期間	計画の根拠（法律・条例）
長野県総合5か年計画	平成25～29年度	

②個別計画

計画名	計画期間	計画の根拠（法律・条例）
長野県環境エネルギー戦略 ～第三次長野県地球温暖化防止県民計画～	平成25～32年度	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第3項 長野県地球温暖化対策条例第8条
長野県廃棄物処理計画（第三期）	平成23～27年度	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5
第5次長野県水環境保全総合計画	平成25～29年度	<ul style="list-style-type: none"> 長野県水環境保全条例第7条
長野県「水循環・資源循環のみち2010」構想	平成23～42年度	
生物多様性ながの県戦略	平成24～32年度	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性基本法第13条

5 長野県環境基本条例

平成8年3月25日
長野県条例第13号

改正 平成11年12月20日
長野県条例第45号

目次

- 前文
- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 環境の保全に関する基本的施策
 - 第1節 施策の基本方針等（第7条—第11条）
 - 第2節 環境の保全に関する施策（第12条—第21条）
 - 第3節 地球環境の保全に関する施策（第22条）
 - 第4節 施策の推進体制等（第23条・第24条）
- 第3章 長野県環境審議会（第25条—第33条）
- 附則

前文

私たち長野県民は、日本アルプスの雄大な山々、豊かな森林とそこではぐくまれた清らかな水など、四季折々の変化に富んだ美しく豊かな自然の恵みの下、歴史を刻み、文化を築き上げてきた。

しかしながら、資源やエネルギーの大量な消費、廃棄物の大量な発生を伴う今日の社会経済活動は、私たちの生活に利便性や物質的な豊かさをもたらした一方で、自然の生態系に影響を及ぼし、地域の環境のみならず、すべての生物の生存基盤である地球環境までもが損なわれるおそれを生じさせている。

長野県は、これまで、人の健康や生活環境に対する被害を防止するとともに、国民的財産である本県の自然環境の保全に多大な努力を払ってきた。今後、さらに、環境を良好な状態に保ちつつ、より快適な環境を創造するとともに、地球環境の保全へも積極的に貢献していかなければならない。

もとより、すべての県民は、健全で豊かな環境の恵沢を享受する権利を有するとともに、この環境を将来の世代に引き継いでいく責務を担っている。

ここに、すべてのものの参加と連携の下、自然と人とが共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる郷土を築くため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 環境の保全は、県民が健全で豊かな環境の恵沢を享受するとともに、この環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、すべてのものの適切な役割分担の下、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 環境の保全は、地域の環境が地球環境と深くかかわっていることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において地球環境の保全に資するよう行われなければならない。

（県の責務）

第3条 県は、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、市町村が行う環境の保全に関する施策を支援するよう努めるものとする。

（市町村の責務）

第4条 市町村は、県の施策に協力するとともに、環境の保全に関し、当該市町村の自然的、社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市町村は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、県及び他の市町村と連携を図るよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全すること。
 - (2) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られるようにすること。
 - 2 前項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項に努めなければならない。
 - (1) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄される段階において、廃棄物の減量等環境への負荷の低減が図られるようにすること。
 - (2) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。
 - 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。
(県民の責務)
- 第6条 県民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、県民は、環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針等

(施策の基本方針)

- 第7条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。
- (1) 生物の多様性の確保を図るとともに、自然環境を地域の自然的、社会的条件に応じて保全しつつその適正な利用を図ることにより、自然と人との共生を確保すること。
 - (2) 大気、水、土壌等を良好な状態に保持し、自然の持つ自浄作用を確保するとともに、資源の有効利用等を促進することにより、環境への負荷を低減させる仕組みを構築すること。
 - (3) 自然環境と一体となった美しい景観や地域の歴史的、文化的な特性を生かした快適な生活環境を創造すること。
 - (4) 県民の意見を反映するとともに、自然を通じた人と人との交流を促進し、環境の保全に関する思想の高揚と国内及び国外への普及を図ること。
(環境基本計画)
- 第8条 知事は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画(以下この条において「環境基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 環境基本計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 知事は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、長野県環境審議会の意見を聴かなければならない。
 - 4 知事は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。
(施策の策定等に当たっての配慮等)
- 第9条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全に配慮するとともに、そのための総合的な調整を図るものとする。
(財政上の措置)
- 第10条 県は、環境の保全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
(環境の状況等の公表)
- 第11条 知事は、毎年、環境の状況、県が環境の保全に関して講じた施策の状況等を明らかにした文書を作成し、これを公表しなければならない。

第2節 環境の保全に関する施策

(環境影響評価の推進)

- 第12条 県は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、あらかじめ、当該事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、当該事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
(規制の措置)
- 第13条 県は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を

講ずるよう努めるものとする。

(経済的措置)

第14条 県は、事業者又は県民が自ら環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとるよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、助成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(施設の整備等)

第15条 県は、環境の保全に資する公共的施設の整備その他これに類する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の有効利用の促進等)

第16条 県は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び県民による廃棄物の減量及び適正処理並びに資源及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第17条 県は、県民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に資する活動を行う意欲が増進されるようするため、市町村その他の関係機関と協力して、環境教育及び環境学習の振興、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第18条 県は、県民、事業者又はこれらの者の構成する民間の団体(第23条において「民間団体等」という。)が地域において自発的に行う環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第19条 県は、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査及び研究の実施等)

第20条 県は、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査の実施、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

(監視等の体制の整備)

第21条 県は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を実施するため、必要な監視、測定等の体制を整備するよう努めるものとする。

第3節 地球環境の保全に関する施策

(地球環境の保全に関する施策)

第22条 県は、地球環境の保全に資する施策を推進するとともに、国、他の地方公共団体その他の関係機関と協力して、環境の保全に関する技術の供与、情報の提供等により、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第4節 施策の推進体制等

(推進体制の整備)

第23条 県は、市町村及び民間団体等と連携を図り、環境の保全に関する施策を推進する体制を整備するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第24条 県は、環境の保全に関する施策の推進に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力するものとする。

第3章 長野県環境審議会

(設置)

第25条 環境基本法(平成5年法律第91号)第43条第1項及び自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第51条第1項の規定による審議会その他の合議制の機関として、長野県環境審議会(以下この章において「審議会」という。)を置く。

追加〔平成11年条例45号〕

(組織)

第26条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者等のうちから知事が任命する。

一部改正〔平成11年条例45号〕

(任期)

第27条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔平成11年条例45号〕

(会長)

第28条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理する。
 - 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。
- 一部改正〔平成11年条例45号〕
(特別委員及び専門委員)

第29条 審議会に、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

- 2 審議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- 3 特別委員及び専門委員は、学識経験者等のうちから知事が任命する。
- 4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

追加〔平成11年条例45号〕
(会議)

第30条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員及び議事に関する特別委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関する特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

一部改正〔平成11年条例45号〕
(温泉審査部会)

第31条 審議会に、温泉法(昭和23年法律第125号)の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、温泉審査部会(以下この条において「部会」という。)を置く。

- 2 部会は、委員及び特別委員のうちから会長が指名する者10人以内をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び特別委員が互選する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 審議会は、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
- 6 第28条第3項及び前条の規定は、部会長及び部会について準用する。この場合において、第28条第3項中「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「委員又は特別委員」と、前条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項及び第3項中「議事に関する特別委員」とあるのは「特別委員」と読み替えるものとする。

追加〔平成11年条例45号〕
(幹事)

第32条 審議会に、必要があるときは、幹事を置くことができる。

- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員、特別委員及び専門委員を補佐する。

一部改正〔平成11年条例45号〕
(補則)

第33条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

一部改正〔平成11年条例45号〕

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 以下略

6 達成目標一覧

	目標名	基準値 (H23 年度)	目標値 (H29 年度)
環境保全 参加と連携による環	信州環境フェア地域連携事業数	0 件	9 件
	環境保全研究所の自然ふれあい講座等受講者数	437 人	500 人
	森林（もり）の里親促進事業契約数	75 件	125 件
	景観行政団体市町村数	12 市町村	20 市町村
地球温暖化対策・環境エネルギー政策の推進	県内の温室効果ガス総排出量	15,311 千 t-CO ₂ (1990 (H2) 年度)	1990 年度比 △ 6 %
	最終エネルギー消費量	18.6 万 TJ (2010(H22)年度)	2010 年度比 △ 10 %
	最大電力需要	297 万 kW (2010(H22)年度)	2010 年度比 △ 10 %
	自然エネルギー導入量	1.1 万 TJ (2010(H22)年度)	1.5 万 TJ
	自然エネルギー発電設備容量	10 万 kW (2010(H22)年度)	24 万 kW
	発電設備容量でみるエネルギー自給率	58.6 % (2010(H22)年度)	70 %
	長期優良住宅の認定を受けた新築住宅数	18.1 % (2011 (H23) 年度)	20.0 % (H32 年度)
循環型社会の形成	1 日 1 人当たり一般廃棄物排出量	862 g / 人・日 (H22 年度)	800 g / 人・日
	産業廃棄物総排出量	3,709 千 t (H20 年度)	3,600 千 t
	産業廃棄物減量化・適正処理実践協定 協定締結事業者数	135 者 (H23 年度末)	200 者 (H29 年度末)
	建設副産物（アスファルト・コンクリート塊）の再利用率	98.8 % (H20 年度)	100 %
	建設副産物（コンクリート塊）の再利用率	97.4 % (H20 年度)	100 %
水・大気環境の保全	水道水源地における保全が必要な水源林の公的管理	—	100 %
	保全が必要な水源の水資源保全地域の指定	—	100 %
	河川環境基準達成率	98.6 %	98.6 %
	湖沼環境基準達成率	53.3 %	60.0 %
	地下水環境基準達成率	94.0 %	95.0 %
	汚水処理人口普及率	95.9 %	98.1 %以上

水・大気環境の保全	自動車騒音環境基準達成率	91.6%	93.0%
	大気環境基準達成率 (光化学オキシダントを除く)	100%	100%
	昼間の光化学オキシダント環境基準値達成率 (時間)	95.8%	96.0%
	有害大気汚染物質環境基準達成率	100%	100%
	水質のダイオキシン類環境基準達成率	100%	100%
	大気ダイオキシン類環境基準達成率	100%	100%
	土壌・底質のダイオキシン類環境基準達成率	100%	100%
自然環境の保全	「生物多様性」の認識状況	30%未満 (H22年度)	50% (H32年度)
	希少野生動植物保護回復事業計画策定数	9種	15種 (H32年度)
	自然公園の指定面積	278,549ha (H22年度)	拡大 (H32年度)
	自然環境保全地域面積	790ha (H22年度)	拡大 (H32年度)
	都市農村交流人口	546,544人 (H22年度)	600,000人
	山小屋トイレにおけるし尿処理施設整備率	70.6% (H22年度)	85.0% (H32年度)
	間伐の推進(森林の公益的機能の高度発揮)	104,885ha (H19-23年度)	94,000ha (H25-29年度)
	林業就業者数(林業の担い手の確保)	2,461人	3,000人 (H32年度)
	高性能林業機械の稼働台数	209台	390台 (H32年度)
	素材生産量	329千m ³	750千m ³ (H32年度)
	県産材の製材品出荷量	109千m ³	237千m ³ (H32年度)
	信州の環境にやさしい農産物認証面積	1,483ha (H22年度)	2,200ha
	地域ぐるみで取り組む農地・水・環境の保全活動	22,484ha (H22年度)	25,000ha
ニホンジカによる農林業被害の減少市町村の割合	50%	100%	

7 用語解説

	用語	解説
ア	アオコ [p.50]	富栄養化の進んだ湖沼で、初夏から秋にかけて植物プランクトンが異常増殖して、湖沼水を緑色に変化させる現象。アオコが発生すると透明度が低下したり、悪臭などにより上水道への利用が不適当となる。
イ	石綿(アスベスト) [p.27]	天然にできた鉱物繊維で、熱に強く摩耗に強い、丈夫で変化しにくいなどの特性から建材や保温材など多くの用途に使われてきた。しかし、繊維は、髪の毛の5,000分の1と細いため飛散しやすく、吸い込んだ場合、20～50年で肺癌や中皮腫になる可能性があることから、現在国を挙げて対策に取り組んでいる。
	一次エネルギー [p.4]	自然界に存在するままの形でエネルギー源として利用されるもので、石油・石炭・天然ガスなどの化石燃料や、太陽光・水力・地熱などの自然エネルギー等をいう。
	1村1自然エネルギープロジェクト [p.17]	市町村等の地域において1種類以上の自然エネルギーを活用して、特産品開発などの地域づくりや、新たなビジネスの創出など、地域でのエネルギー自給率の向上と地域社会経済の活性化を図る取組。
	一般廃棄物 [p.5]	家庭から出るごみなど、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。一般廃棄物の処理は、市町村が処理計画を定めて実施する。
	一般廃棄物会計基準 [p.27]	市町村の一般廃棄物処理事業の3R化を進めるため、国が一般廃棄物処理事業のコスト分析手法等を示したもの。一般廃棄物処理事業に関する費用分析を行うための財務書類を作成するにあたり、費用分析の対象となる費目や費用等の配賦方法、資産の減価償却方法等について標準的な手法を定めている。
エ	エコツーリズム [p.39]	観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動。
	エコファーマー [p.41]	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、堆肥などを施用した土づくりに関する技術、有機質肥料などを施用して化学肥料の使用を低減する技術、フェロモン剤などを使用して化学合成農薬の使用を低減する技術を一体的に実践する導入計画を策定し、知事に認定された農業者。
	エコポイント制度 [p.4]	グリーン家電の購入や省エネ基準を満たす住宅を新築・リフォームした場合にポイントが発行され、ポイント数に応じて、商品券・各地の特産品・環境に配慮した商品などと交換ができる制度。国が地球温暖化防止、経済の活性化などの目的により、平成21年5月から実施した。
オ	オフセット・クレジット [p.46]	ある事業における温室効果ガス排出量を、植林やクリーンエネルギー関連の他の取組の削減分で相殺されるために発行される証書(クレジット)のこと。排出削減プロジェクトによる削減分が、認定委員会による妥当性確認・検証などを受けることによって、クレジットが発行される。
	温室効果ガス [p.3]	大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより気温上昇をもたらす気体の総称。京都議定書において削減対象となっている温室効果ガスは、二酸化炭素(CO ₂)・メタン(CH ₄)・一酸化二窒素(N ₂ O)・ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)・パーフルオロカーボン類(PFCs)・六フッ化硫黄(SF ₆)の6種類。
カ	外来種(外来生物) [p.9]	国外や国内の他地域からある地域に人為的に導入されることにより、本来の自然分布を越えて生息又は生育することとなる生物種。
	外来生物被害予防3原則 [p.38]	外来種は一度定着して増えてしまうと、駆除することは非常に難しくなるため、私たち一人ひとりのとるべき姿勢として、環境省から提唱されているスローガン。 1 入れない ～悪影響を及ぼすかもしれない外来生物をむやみに他の地域に入れない 2 捨てない ～飼っている外来生物を野外に捨てない 3 拡げない ～野外にすでにいる外来生物は他地域に拡げない

[] 本文中で最初に記載されているページ

	用語	解説
カ	環境影響評価制度 [p.2]	大規模な開発事業などを実施する際に、あらかじめ環境に与える影響を事業者自らが調査・予測・評価し、その内容について住民や関係自治体などの意見を聴くことにより、環境に配慮した事業にしていくための制度。
	環境エネルギー政策 [p.1]	省エネルギーと自然エネルギーの推進に、エネルギーの適正利用や過度な集中的利用の抑制を図る施策、地域主導型の自然エネルギー事業による地域の自立を図る施策を加えた本県独自の概念。
	環境基準 [p.7]	大気汚染、水質汚濁、騒音などの環境上の条件について、人の健康を保護し生活環境を保全する上で、維持することが望ましい基準を行政上の目標値として定めたもの。
	かん 涵養(地下水かん 涵養) [p.6]	地表の水(降水や河川水)が帯水層に浸透し、地下水となること。
キ	希少種 [p.37]	一般的には生息数が少なく、まれにしか見ることが出来ない種のこと。レッドリストに掲載された種や、「種の保存法」に基づき指定された国内希少野生動植物種(捕獲・殺傷等禁止)、国際希少野生動植物種(国際取引の規制)その他、分布が局限される固有種などを指して使われる。
	郷土環境保全地域 [p.38]	長野県自然環境保全条例により、郷土的又は歴史的な特色のある自然環境を形成している地域などを保全するため長野県知事が指定している地域。
ク	空間放射線量 [p.8]	大気中にある放射線の量。放射線量の単位は、放射線のエネルギーがどれだけ物質(人体を含むすべての物質)に吸収されたかを表すグレイ(Gy)と、放射線によって人体にどれだけ影響があるかを表すシーベルト(Sv)がある。
	国の基準値 [p.8]	「食品中の放射性物質の基準」を参照。
	グリーン・ツーリズム [p.39]	緑豊かな農山村地域において、農林業を体験したり、その地域の自然・文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。
	グリーン熱 [p.22]	太陽熱・バイオマス熱・地中熱・温泉熱・雪氷熱など、再生可能エネルギーによって生成された熱。
ケ	景観育成住民協定 [p.18]	建物の形態や色彩などの外観や緑化等、地域の景観づくりのためのルールとして地域住民が自ら定めた協定を長野県景観条例に基づき知事が認定したもの。
	景観行政団体 [p.18]	地域における景観行政を担う主体として景観法で規定される市町村(政令指定都市・中核市・知事と協議した市町村)及び都道府県。
	景観育成重点地域 [p.64]	信州の景観の骨格や顔となる地域について、地域の景観の特性や地域の自然、歴史、文化、風土などの諸条件を踏まえて、きめ細かくかつ総合的な景観の育成を行うため、県景観条例に基づき、4地域が指定。
	景観育成特定地区 [p.52]	地区ごとに独自の基準を定めることにより、当該地区の特性を活かした景観の育成を積極的に図る必要がある地域。
	嫌気性発酵 [p.22]	遊離酸素のほとんどないところでも生育できる細菌などの微生物の働きによって、高分子の有機物が低分子の有機酸に分解(酸発酵)され、さらに引続いて、メタンガスと二酸化炭素・水素などに分解(メタン発酵)されること。
コ	光化学オキシダント [p.7]	工場や自動車などから排出される大気中の窒素酸化物や炭化水素類が、太陽の紫外線により光化学反応を起こして生成される酸化性物質の総称。主成分はオゾンやPAN(パーオキシアセチルナイトレート)であり、人や植物に有害である。
	こどもエコクラブ [p.17]	子ども達が地域において主体的に環境学習や環境保全活動に取り組み、将来にわたる環境保全に対する高い意識を持つことを支援するために、環境省が始めた環境活動クラブ。現在は、(財)日本環境協会が実施。

	用語	解説
サ	再生可能エネルギー [p.4]	自然エネルギーに、再生可能エネルギー促進法の対象に含まれない規模の既存の一般水力発電を加えたもの。
	再生可能エネルギーの固定価格買取制度 [p.4]	再生可能エネルギーによって発電された電気を、一定の期間、一定の価格で電気事業者が買い取ることを義務づける制度。フィードインタリフ制度（「Feed in Tariff」、略称：FIT）ともいわれる。
	再造林 [p.31]	人工林を伐採した跡地に人工造林を行うこと。
	里地里山 [p.10]	長い歴史の中で、様々な人間の働きかけを通じて特有の自然環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、溜め池、草原等で構成される地域。
	サプライチェーン [p.22]	原料の段階から製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセスの繋がり。サプライ（供給）チェーン（連鎖）。
	産業廃棄物 [p.5]	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻・汚泥・廃油・廃アルカリ・廃プラスチック類など 20 種類の廃棄物をいう。これらは、排出者責任に基づき、事業者自ら処理するか、知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者などに処理を委託しなければならない。
	産業廃棄物管理票 [p.27]	排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物の名称・数量・性状・運搬業者名・処分業者名・取扱上の注意事項などを記載し、産業廃棄物の流れを自ら把握・管理する帳票。産業廃棄物が処理されたことを最後までチェックできるとともに、取扱上の注意事項を処理業者に確実に伝えることができ、不法投棄を未然に防止することができる。
	産業廃棄物減量化・適正処理実践協定 [p.27]	産業廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用及び適正処理に関して、自主的な取組を進めるため、県と産業廃棄物排出事業者及び産業廃棄物処理業者とが「協定」を結ぶ制度。
	産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画 [p.25]	前年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上又は特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上の事業場を設置する事業者（多量排出事業者）は、当該事業場の産業廃棄物の減量やその処理に関する計画（処理計画）を作成し、知事に提出することが義務付けられている。また、前年度処理計画を提出した事業者は、計画の実施状況を知事に報告することが義務付けられている。
シ	ジオパーク [p.52]	地球科学分野で重要な、地球の諸現象や変遷の歴史をとどめた固有の地層や地形を有し、生態学や文化的に貴重な遺産も含んだ地域のこと。ジオパークは地質学（geology）と公園（park）を組み合わせた造語。
	事業活動温暖化対策計画書制度 [p.20]	温室効果ガスの排出の量が相当程度多い事業者を対象として、最大3か年の温室効果ガスの排出抑制に係る計画書と、毎年度の実施状況等報告書の作成・提出・公表を求めるもの。
	自然エネルギー [p.4]	次の自然エネルギー資源を利用して得られるエネルギーのこと。自然エネルギー資源としては、太陽光・風力・中小水力（発電規模 3 万 kW 未満）、太陽熱・地熱・その他の自然界に存する熱、バイオマスがある。
	自然エネルギー信州ネット [p.17]	市民・企業・大学などを中心に、行政との協働により長野県内における自然エネルギーの普及を推進する民間組織。
	自然エネルギー導入検討制度 [p.17]	新築しようとする建物への自然エネルギー設備の導入や未利用エネルギーの活用を検討を促す制度。

	用語	解説
シ	自然環境保全地域 [p.38]	高山性植生や優れた天然林など、自然環境を保全することが特に必要な地域として、環境大臣又は都道府県知事が指定する地域で、特別地区・普通地区等に分けられ、一定の行為が規制される。
	自然公園 [p.10]	優れた自然の風景地に、その保護と利用を図るため区域を画して設けられる公園をいい、国が指定する国立公園・国定公園と、県が指定する県立自然公園の3種類がある。
	自然遷移 [p.10]	植物群落が時間とともに一定の方向性をもって変化していくこと。
	自然保護センター [p.39]	地域の自然等をパネル・模型などで分かりやすく解説するとともに、自然公園の利用指導や情報提供を行い、自然保護思想の普及を図るなど、地域の環境教育の拠点、あるいは自然環境に関する情報発信の拠点として自然公園内に設置された施設。
	自然保護レンジャー [p.17]	県の委嘱により、自然公園などにおける動植物の保護や施設の適切な利用指導を行うボランティア。
	持続可能で低炭素な環境エネルギー地域社会 [p.20]	経済は成長しつつ、温室効果ガス排出量とエネルギー消費量の削減が進む経済・社会構造を有する地域。
	食品中の放射性物質の基準 [p.8]	食品衛生法で定める基準。食品カテゴリーごとに、放射性物質（主に放射性セシウム）を含む食品を一定の割合で食べ続けた場合でも、上限として定めた線量に達しないように算出している。平成24年4月1日から適用した基準は、食品からの被ばく線量の限度を年間1mSvとし、一般食品100Bq/kg、乳児用食品50Bq/kg、牛乳50Bq/kg、飲料水10Bq/kgとしている。
	信州の環境にやさしい農産物認証制度 [p.41]	地域の一般的な栽培方法と比較して、化学肥料及び化学合成農薬を原則50%以上削減する方法で栽培された農産物を「信州の環境にやさしい農産物」として県知事が認証する制度。
	信州豊かな環境づくり県民会議 [p.16]	自然と人が共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる郷土を築くため、現在、県及び県の団体の93団体で構成。平成9年に（第一次）長野県環境基本計画を策定した際に行動指針の推進母体として設立された。
	森林セラピー [p.39]	森林浴で得られる森林の癒しの効果を、医療やリハビリテーション、カウンセリングなどに利用する健康づくりの取組。
森林の公益的機能 [p.10]	森林は、土砂災害等の防止、水源の涵養、木材など林産物の供給、保健休養の場や生き物の生息・生育する場の提供、地球温暖化防止等、様々な働きを持つ。この様々なはたらき（森林の多面的機能）のうち、木材等の林産物を供給する機能を除いたもの。	
ス	スマートコミュニティ [p.11]	情報通信技術を活用した自然エネルギー等による電力需給の最適化や、熱エネルギーの有効利用、新交通システムの導入などによって、人と環境にやさしい社会システムが実現した地域。
	3R（スリーアール） [p.23]	Reduce（リデュース：発生抑制）・Reuse（リユース：再利用）・Recycle（リサイクル：再生利用）の頭文字をとった言葉。平成12年に循環型社会形成推進基本法において3Rの考え方が導入され、(1)リデュース(2)リユース(3)リサイクル(4)熱回収（サーマルリサイクル）(5)適正処分の優先順位で廃棄物処理及びリサイクルが行われるべきであると定めている。
セ	生物多様性 [p.1]	あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態をいい、さらに、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念。

	用語	解説
セ	世界自然遺産 [p.52]	ユネスコ（国連教育科学文化機関）の世界遺産条約に基づき「世界遺産リスト」に登録されている、優れた価値をもつ地形・地質、生態系、景観などを有する地域。
	せせらぎサイエンス [p.32]	川の流れや様子、水質の状況、水辺の生き物など、水辺環境の状態について観察・調査を行う活動。
	戦略的環境アセスメント [p.18]	個別の事業計画やその上位計画、政策の策定・実施に環境配慮を組み込むため、これらの策定段階において、環境への影響を把握・評価し、環境への配慮が十分に行われることを確保するための手続。
	全窒素 [p.50]	水中に含まれる無機性窒素及び有機性窒素の総量。
	全リン [p.50]	水中に含まれる無機及び有機リン化合物中のリンの総量。
タ	ダイオキシン、ダイオキシン類 [p.7]	物の燃焼の過程で非意図的に生成される炭素・水素・（酸素）・塩素で構成される化合物。塩素の数と配置によって 222 種類があり、毒性の強さが異なる。環境中では分解しにくく、生物に対する毒性の強いものがある。
	多自然川づくり [p.32]	河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する川づくりを行うこと。
チ	地下水盆 [p.30]	大規模な帯水層（地下水を含む地層）もしくはいくつか帯水層を包括した、地下水をためる容器（器）。
	長期優良住宅 [p.24]	長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅。「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定に基づき、構造躯体の劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性、省エネルギー性の性能を有し、かつ、良好な景観の形成に配慮した居住環境や一定の住戸面積を有する住宅の建築及び維持保全に関する計画を所管行政庁が認定する。
ナ	長野県森林づくり県民税 [p.23]	平成 20 年 4 月 1 日から県が導入した独自課税制度。荒廃した里山の森林整備などを促進するための財源として使われる。
	なぎそねこ [p.57]	南木曾町に昔から伝わる防寒着。作業の邪魔にならないように袖がなく、冷える背中だけを暖めるように工夫されている。「ねこ」の名前の由来は、「ねんねこ半纏」「作業している姿が猫背」「猫のように暖かい」など諸説ある。
ハ	ばい煙 [p.33]	大気汚染防止法では、燃料その他の物の燃焼、又は熱源としての電気の使用に伴って発生する硫黄酸化物及びばいじんや、物の燃焼、合成、分解その他の処理に伴って発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質を政令で定めるもの（有害物質）をいう。
	バイオマス [p.4]	生物資源（Bio）の量（Mass）を表す概念で、一般的には再生可能な生物由来の有機性物質で化石資源を除いたもの。
	培地 [p.65]	微生物、動・植物の細胞、組織、器官を人工的に生育、増殖させるために必要な栄養成分を含む液体、又はそれに寒天やゼラチンなどを加えて固形化したもの。
	発電設備容量でみるエネルギー自給率 [p.24]	県内すべての発電設備の容量（発電能力）を県内の最大電力需要で除した数値。電力需要のピークに対して、県内の全発電施設が 100%稼働した場合のカバー率を示す。本県独自の指標。
	半自然草原 [p.50]	放牧・採草・火入れなど人為的に維持・管理されている草原。

	用語	解説
ヒ	非特定汚染源 [p.30]	個別の排出源を特定しにくい、市街地、農地、森林などからの汚染源をいう。対策としては、例えば、農地であれば化学肥料の一層の削減。市街地であれば、各住宅及び事業場における、雨水貯留・雨水浸透枳 <small>まき</small> の設置、敷地内の清掃・緑化などがある。
	ビオトープ [p.38]	生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間。
	ピークカット [p.20]	夏の冷房、冬の暖房などによって生じるエネルギー需要のピーク（頂点）を低く抑えること。
フ	付加体 [p.52]	海洋プレートが海溝で大陸プレートの下に沈み込む際に、海洋プレート上の堆積物のはぎ取られ、陸側に付加したもの。
	フロン類 [p.23]	フッ素を含むハロゲン化炭化水素の総称。人工的に作られた蒸発しやすい液体、あるいは気体状の化学物質である。毒性が低い、燃えない、油を溶かす等の性質を持っているため、半導体など精密部品の洗浄剤、クーラーの冷媒などに広く使われているが、オゾン層を破壊することで問題になっている。特に、一部のフロンは特定物質に指定され、製造などが規制されている。また、最近では温室効果ガスとしても問題になっている。
	粉じん [p.33]	粉のように細かく気体中に浮遊する塵状 <small>ちり</small> の固体の粒子。大気汚染防止法では、人の健康に被害を生じるおそれのある物質を「特定粉じん」、その他を「一般粉じん」と定めている。
ホ	保安林 [p.31]	水源 <small>かん</small> の涵養、土砂の流出その他の災害や干害の防備、レクリエーションの場の提供など特定の公共目的を達成するため、森林法に基づいて一定の制限（立木林の伐採、土地の形質の変更などの制限、植林の義務）が課せられている特定の森林。その指定の目的により 17 種類ある。
	放射性物質 [p.8]	放射能を持つ物質の総称で、ウラン・プルトニウム・トリウムのような核燃料物質、放射性元素もしくは放射性同位体、中性子を吸収又は核反応を起こして生成された放射化物質を指す。
	ポリ塩化ビフェニル（PCB） [p.27]	安定性・耐熱性・絶縁性に優れ、日本でも様々な用途に利用されていたが、PCB 被害が問題となり、昭和 47 年 6 月に生産が中止された。難分解性で生物に堆積しやすい性質がある。
モ	木質ペレット [p.53]	間伐材や製材端材などを粉碎・乾燥・圧縮・成形した固形燃料。
	モニタリングポスト [p.34]	大気中の放射線の量（空間放射線量）のうち、 γ （ガンマ）線を連続して測定する据え置き型の装置。放射線が検出器に当たると、検出器内でかすかな光を発する仕組みになっており、その光を検出・増幅して測定器で放射線量として計測する。
	森林（もり）の里親促進事業 [p.16]	森林保全活動を支援する企業などと、森林を所有する市町村・団体とが契約を締結し、森林の整備や地域住民との交流などを行うもの。県は、企業と地域との里親契約に向けた調整（仲介）を行う。
ユ	有機塩素化合物 [p.31]	塩素を含む有機化合物の総称。このうち、揮発性の高い有機塩素化合物は沸点が低く不燃性で、溶解力、脱脂力が大きいため、金属部品等の脱脂洗浄剤、ドライクリーニング溶剤等として広く利用されている。難分解性のうえ、粘度、表面張力が水より小さく、水よりも重いいため、地下に浸透し、これらの化合物による地下水汚染が全国的に問題になっている。
	有機性汚泥 [p.5]	活性汚泥法による処理後の汚泥、パルプ廃液から生ずる汚泥、動植物性原料を使用する各種製造業の廃水処理後に生ずる汚泥（動植物性残渣）、ビルピット汚泥など、有機物を含む汚泥。

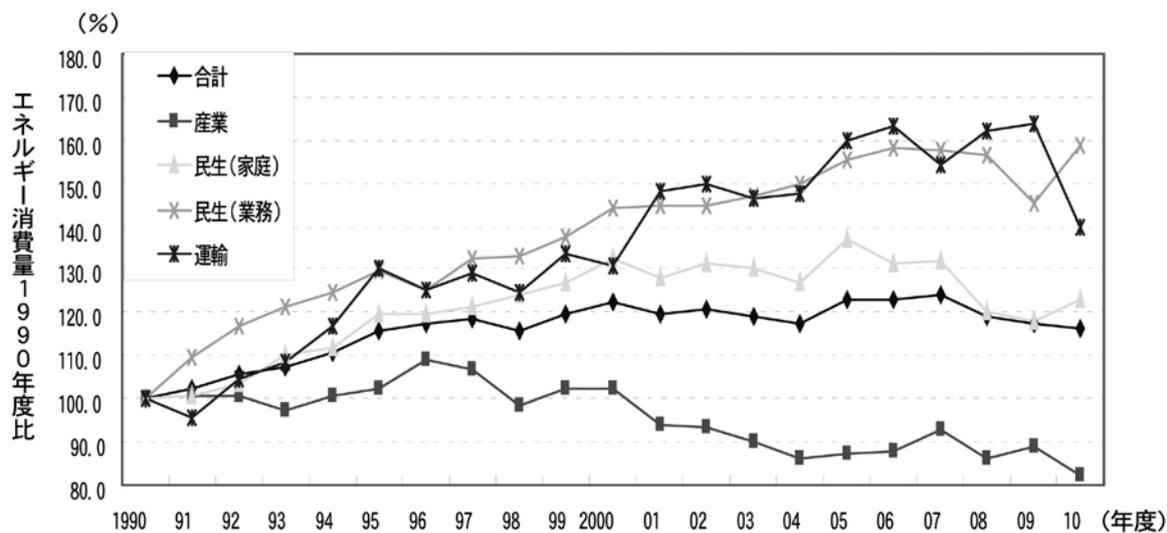
	用語	解説
ユ	ユネスコエコパーク [p.52]	生物多様性の保全、持続可能な開発、学術研究支援を目的として、1976年（昭和51年）にユネスコが開始した。「世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約」に基づく世界遺産が、手つかずの自然を守ることを原則とする一方、ユネスコエコパークは、生態系の保全と持続可能な利活用の調和（自然と人間社会の共生）を目的としている。
リ	リターナブル容器 [p.26]	再使用（リユース）のために、返却・回収ができる容器。
ル	類型指定（類型あてはめ） [p.7]	環境基準が2つ以上の類型を設けて定められている場合、それぞれの類型を地域又は水域ごとに指定すること。水質汚濁に係る環境基準の場合は、生活環境の保全に関する環境基準について、各公共用水域の利水目的等に合わせて、それぞれの類型をあてはめている。

	用語	解説
B	BOD [p.6]	Biochemical Oxygen Demand の略称。有機物による河川水などの汚濁の程度を示すもので、水中に含まれている有機物質が一定時間、一定温度のもとで微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素の量をいい、数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。
C	COD [p.6]	Chemical Oxygen Demand の略称。有機物による湖沼などの汚濁の程度を示すもので、水中の汚濁物質を酸化剤によって酸化するときに消費される酸素の量をいう。数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。
	CSR [p.39]	Corporate Social Responsibility の略称。企業の社会的責任。企業の日々の経営活動の中に社会的公正や環境への配慮を組み込み、株主や取引先のみでなく、従業員・消費者・地域社会など多様な利害関係者に対して責任ある行動をとっていくという考え方。
I	IPM [p.41]	Integrated Pest Management の略称。化学合成農薬に過度に依存した病害虫・雑草防除ではなく、天敵、防虫ネット、防蛾灯など様々な防除技術を組み合わせることで、収量や品質に経済的な被害が出ない程度に病害虫や雑草の発生を抑制しようとする考え方。安全・安心な農産物の安定的な生産と、環境への負荷を軽減した持続可能な農業生産の両立に有効とされている。
N	NaI シンチレーション式サーベイメータ [p.34]	放射線量の測定機器。放射線が原子や分子に当たるとそれらが励起状態（最もエネルギーの高い状態）となり、その励起状態から基底状態（最もエネルギーの低い状態）に戻るときに蛍光を発生し、この蛍光を光電子増倍管で電流に変換して測定する。サーベイメータの中では検出感度が高いため、主に一般環境中での測定に適しているとされる。
P	PRTR [p.34]	Pollutant Release and Transfer Register（環境汚染物質排出・移動登録）の略称。事業者が対象となる有害化学物質の種類ごとに工場・事業場から環境中への排出量や廃棄物に含まれて場外へ移動する量を自ら把握し、その結果を報告することを義務付け、行政機関はこれらの報告結果を集計して公表する制度。

8 関連する図表等

(1) 地球温暖化対策・環境エネルギー政策の推進

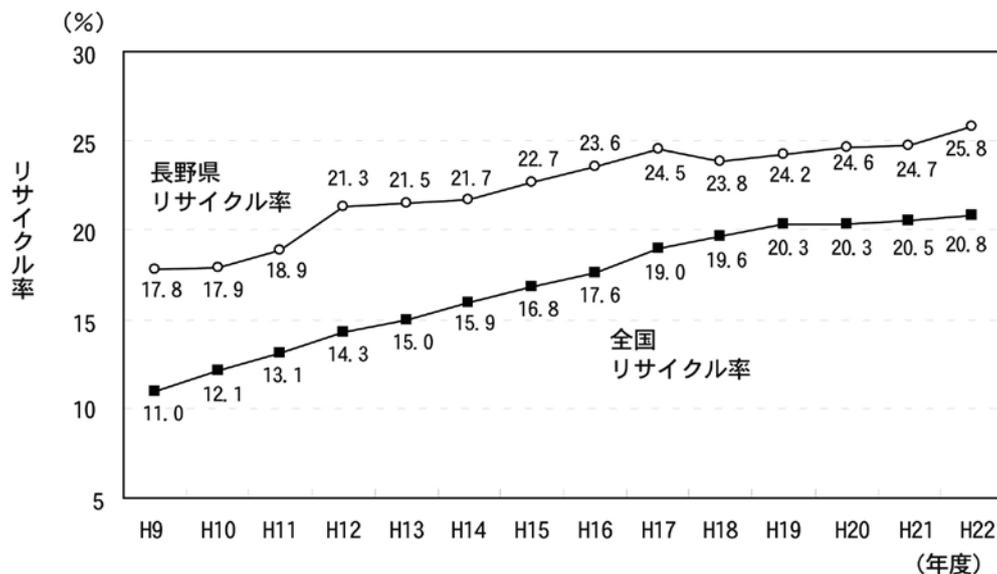
○県内のエネルギー消費量の推移



資料：長野県温暖化対策課

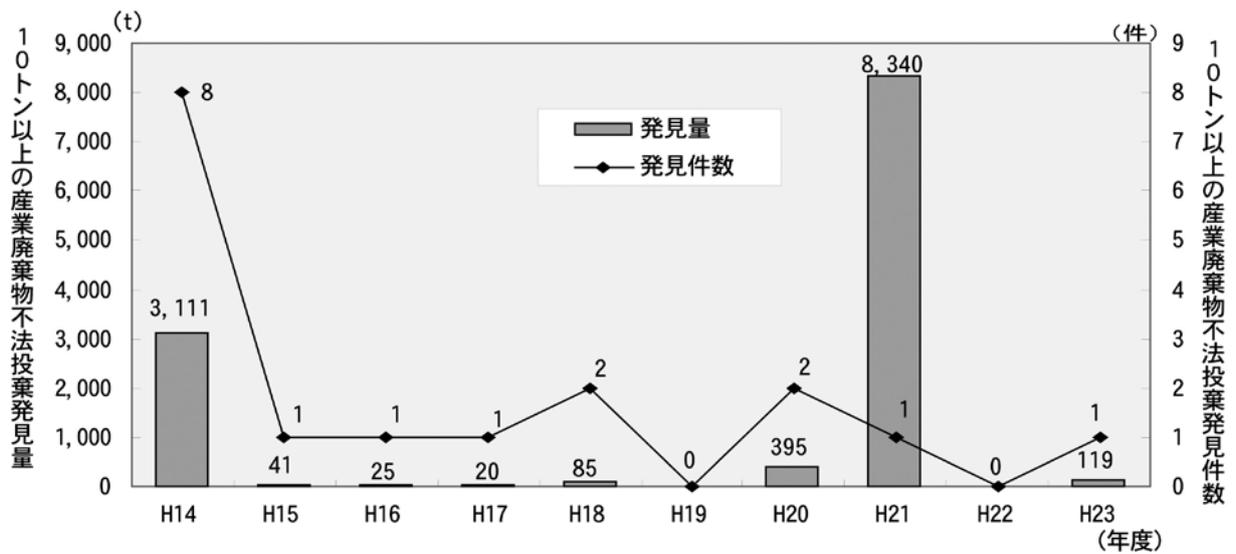
(2) 循環型社会の構築

○リサイクル率の推移



資料：長野県廃棄物対策課

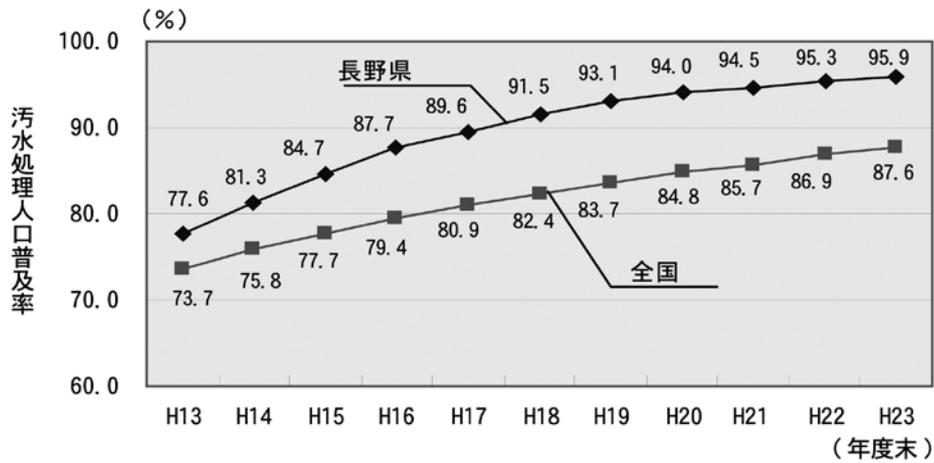
○県内の10トン以上の産業廃棄物不法投棄発見の推移



資料：長野県廃棄物監視指導課

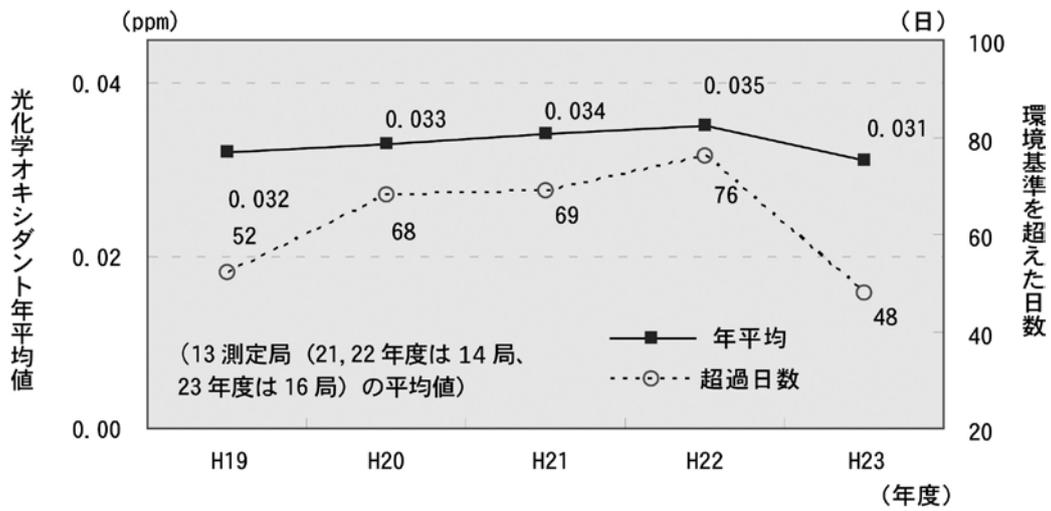
(3) 水・大気環境の保全

○長野県の汚水処理人口普及率の推移



資料：長野県生活排水課

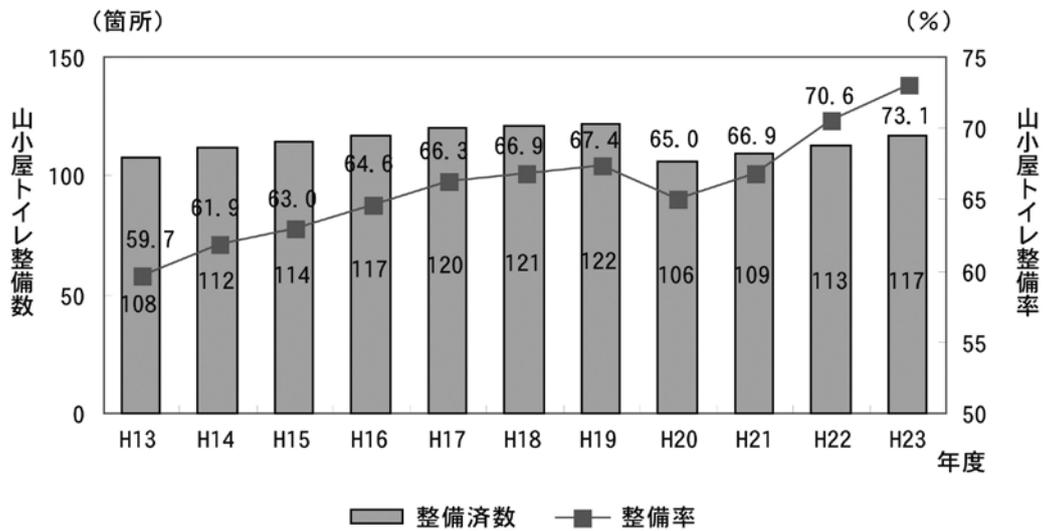
○光化学オキシダントの年平均値及び環境基準を超えた日数の推移



資料：長野県水大気環境課

(4) 自然環境の保全

○山小屋トイレ整備数及び整備率の推移



資料：長野県自然保護課

○自然公園利用者数の推移

(単位：人数)

区分		年度	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23
県内の観光客数 (A)			90,734	86,753	91,743	86,665	84,349
自然公園利用者数 (B)			37,957	36,794	35,427	35,458	34,826
内 訳	国立公園 4 地域		22,636	22,513	21,891	22,116	21,551
	国定公園 3 地域		12,479	11,479	10,921	10,771	10,808
	県立自然公園 6 地域		2,842	2,802	2,615	2,570	2,467
B/A比率 (%)			41.8	42.4	38.6	40.9	41.3

資料：長野県自然保護課

○保安林面積の推移

(単位：ha)

区 分	昭和 62 年	平成 4 年	平成 9 年	平成 14 年	平成 19 年	平成 22 年	平成 23 年
水源の 涵養	359,840	365,622	381,136	387,526	405,659	413,084	414,080
災害の 防備	131,658	135,557	141,038	146,101	(134) 150,703	(134) 152,594	(134) 154,751
保健・ 風致	(23,113) 966	(24,050) 1,119	(24,969) 849	(26,175) 848	(27,512) 755	(27,964) 756	(27,964) 770
計	(23,113) 492,464	(24,050) 502,298	(24,969) 523,023	(26,175) 534,475	(27,512) 557,117	(28,098) 566,434	(28,098) 569,601

※ () 内は他の保安林との重複分

資料：長野県森林づくり推進課

	平成25年2月発行
編集・発行	長野県環境部環境政策課
	〒380-8570
	長野県長野市大字南長野字幅下692の2
	電話 026(232)0111 (代表)
	026(235)7169 (環境政策課直通)
長野県公式ホームページ	http://www.pref.nagano.lg.jp
環境政策課E-mail	kankyo@pref.nagano.lg.jp
